

60年の歩み

火災を予防する
環境づくりのために



60年の歩み

火災を予防する

環境づくりのために



協会創立60周年を迎えて



公益財団法人 日本防災協会
理事長 村上 研一

公益財団法人日本防災協会は、本年11月をもちまして60周年を迎えることとなりました。当協会の目的であります「関係業界と広く協力して、防災物品等の品質向上と適正な普及に努めるとともに、火災予防行政の推進に寄与し、もって社会公共の福祉を推進」に職員一同たゆまなくこの60年間と努めてこられましたのも、創立当時から今日まで一貫して協会の活動を温かく支え続けていただいた会員企業・団体の皆様、活動を理解し様々なご協力をいただいた総務省消防庁、全国の消防機関及び関係団体などの皆様のご支援・ご協力の賜物です。この場をお借りしまして心から感謝申し上げます。

顧みますと、当協会は、昭和37年11月、防災関係業界有志の皆様の尽力により任意法人日本防災協議会として発足しました。昭和43年の消防法の改正による防災規制の導入に伴い、昭和44年5月に財団法人へ改組し、創立50周年にあたる平成24年5月に公益財団法人に移行して新たにスタートをいたしました。

この60年の間に、防災規制をはじめとする消防法令等関係諸制度の整備、消防機関の火災対応力の充実強化などにより、建物火災件数は大きく減少しました。一方、住宅の火災における犠牲者の数はなお高い水準にあります。亡くなられた方では、寝具類や衣類に着火した割合が高く、その多くが高齢者となっています。こうした状況からみても、火災の成長を抑制し、初期消火や避難のための貴重な時間を生み出してくれる防災品の普及は重要であり、当協会の大きな役割だと考えています。

60周年にあたり、東京理科大学総合研究院教授で、当協会の評議員及び防災製品認定委員会の委員をお願いしている小林恭一先生にこの60年を改めて振り返っていただき、特別寄稿として本記念誌に掲載いたしました。我が国の防災規制について、導入の経緯から、変遷、今後の展望が分かりやすくまとめられており、貴重な資料になりました。皆様方も是非、ご一読いただければ幸いです。

当協会は火災被害の軽減に大きな効果を有する防災品の普及と品質管理を行う専門機関として、今後とも、社会情勢の変化や災害態様の変化に的確に対応し、安全・安心な社会の実現に貢献してまいりたいと考えております。会員企業・団体の皆様、消防機関・関係団体の皆様のご引き続きのご支援・協力、懇切なるご指導・ご鞭撻をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

協会創立60周年を祝して



消防庁
長官 前田 一浩

公益財団法人日本防災協会におかれましては、創立60周年を迎えられ、心からお祝いを申し上げます。

貴協会は、昭和37年に日本防災協議会として発足して以来、昭和44年からは、財団法人日本防災協会として業務の充実を図るとともに、平成13年には、認定制度の改正に伴い、総務大臣から指定確認機関としての指定を受け、平成24年には公益財団法人に移行するなど、時代の流れとともにご発展を続けておられるところであります。

貴協会におかれましては、防災性能の確認、防災表示の発行、防災品の普及活動をはじめ、関係事業所への定期的な調査による防災品の品質管理や、市民に対する防災講座の実施など、その消防行政への多大な貢献や火災予防へのご尽力に対し、深く感謝いたします。

我が国の住宅火災における死者数は、平成17年の1,220人をピークとして減少傾向にあり、平成27年以降は900人前後で推移しておりますが、このうち65歳以上の高齢者が約7割を占めております。今後、さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、高齢者の死者数やその割合が増加することが懸念される状況にあります。特に、住宅火災による着火物別の死者数は、寝具類や衣類等に着火して火災が拡大したことによるものが最も多く発生しており、令和2年中の事案では、高齢者の死者数のうち約2割を占めています。

このような状況の中、着火しにくい防災品を使用することが火災による死者を減少させるためには大変有効であり、住宅防火対策をはじめ、様々な社会生活の中での活用について、更なる防災品の広報及び普及拡大が重要と考えております。

消防庁といたしましては、引き続き貴協会をはじめ消防機関、関係業界の皆様との連携のもと、消防の更なる発展と、住民が安心して暮らせる安全な地域づくりに全力で取り組んでまいります。

終わりに貴協会が、60周年を契機として時代の要請に応じ、消防行政の推進に一層ご協力いただきますとともに、今後ますますご発展されますよう祈念し、お祝いの言葉といたします。

祝 辞

全国消防長会
会長 清水 洋文



公益財団法人日本防災協会が、創立60周年を迎えるにあたり、全国の消防長を代表いたしまして心よりお祝いを申し上げます。

貴協会におかれましては、昭和37年に日本防災協議会として創立されて以来、長年にわたり防災品の品質管理をはじめ、防災性能の確認試験や防災に関わる普及広報活動に努められ、火災による被害の軽減と消防行政の円滑な推進に多大なご尽力を賜り、ここに深く敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

さて、我が国の消防は、長い歴史と伝統に培われ、幾多の先人の努力と貴協会をはじめとした関係各位のご支援・ご協力により、地域社会に密着した防災機関として着実な発展を遂げ、国内はもとより、海外においても厚い信頼と高い評価を得るに至っております。

しかしながら、全国各地で台風や集中豪雨等による自然災害が頻発する一方、火災により多くの尊い人命と貴重な財産が失われるケースが後を絶ちません。

このような状況の中、防災規制につきましては、消防法により防災物品の使用が義務付けられるとともに、防災製品の普及促進により、出火防止や延焼拡大の抑制に大きな役割を果たしております。全国消防長会といたしましても、火災による被害の軽減を図るため、今後とも貴協会をはじめ関係機関と緊密な連携を図り、防災品の更なる普及促進に努めてまいりたいと考えております。

貴協会におかれましては、創立60周年を一つの契機とされ、地域住民が安心して暮らせる安全な社会の実現に向け、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益財団法人日本防災協会の益々のご発展を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

60周年記念誌目次

挨拶 理事長 村上 研一	1
祝辞 消防庁長官 前田 一浩	2
祝辞 全国消防長会会長 清水 洋文	3
60周年によせて	7
小坂田達朗 日本室内装飾事業協同組合連合会 理事長	8
金井 利行 カナイ整染株式会社 代表取締役	10
特別寄稿	13
防災規制の変遷と（公財）日本防災協会が果たして来た役割	
小林 恭一 東京理科大学総合研究院 火災科学研究所教授	14
60年の歩み	25
資料	51
協会の組織等	52
組織図	52
役員及び評議員一覧	53
歴代会長・理事長一覧	54
業務内容	55
防災品ラベル交付実績の推移	62
防災品ラベル一覧	64
審査数の推移	68
防災物品等登録件数の種別・年度別推移	69
防災製品認定件数の種別・年度別推移	70
試験件数の推移	71

防災講座件数の推移	73
会員数の推移	74
褒章・表彰受賞者名簿（防災関係）	75
防災制度の変遷（防災物品）	92
防災製品の種類と認定開始の時期	95
燃焼試験法等の種類	96
米英と日本の防災制度の比較	114

JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION

60th

60周年によせて

創立60周年を祝して

日本室内装飾事業協同組合連合会
理事長 小坂田 達朗



公益財団法人日本防災協会におかれましては、創立60周年を迎えられましたことに心からお祝い申し上げます。

また平素は当連合会にご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

貴協会におかれましては、昭和37年に日本防災協議会として創立されて以来、防災物品等の品質管理及び技術の向上・防災の普及広報活動に努めてこられました。その貴協会の一端を担う「防災ラベル事業」を通じて、日本室内装飾事業協同組合連合会が内装仕上業者団体として貴協会のご協力・ご指導を賜り防災・防火に対する意識を共有し、防災性能の適正表示等について全国組合へ周知できておりますことに改めて御礼申し上げます。

また防災活動への取り組みを顕彰する日本防災協会理事長表彰においても組合員の取り組みを評価・表彰していただいていることに重ねて御礼申し上げます。

当連合会では平成20年度より防災業務講習会制度を設け、防災業務講習会講師の養成に努めております。その講師による防災業務講習会開催を促進し、2021年度は全国で講習会開催数87回・受講者数2,678名となり火災予防における防災の知識を深めました。

また「一般消費者向けの防災物品・防災製品 PR 事業」として、貴協会のご協力を賜り全国49組合にて様々なイベントへ参加、地域の方々の防災に関する意識の向上に努めております。

そして、当連合会事業の柱の1つでもあります消防法で定められた防災性能基準を満たしたものに付される「防災ラベル」の取り扱いについても各地域の防災行政の一助となるべく、現在5,560社の全国組合員が年間約300万枚の交付を受けております。今後も防災に対する正しい知識を深め、更なる普及活動を推進し、より安全で安心な地域づくりを願い活動していく所存でございます。

貴協会におかれましては今後とも、より一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに60周年を契機として公益財団法人日本防災協会様の益々のご発展を祈念申し上げお祝いの言葉と致します。

日本防災協会創立60周年に寄せて



カナイ整染株式会社
代表取締役 金井 利行

日本防災協会創立60周年を心からお慶び申し上げます。

さて、この度「防災加工」との関わり等について、述べさせていただきます。

私事になりますが、昭和50年4月にカナイ整染株式会社の前身となる金井整染合資会社に入社し、群馬大学での防災加工についての研究を活かし、30年以上の永きにわたり、ポリエステルカーテン生地の防災加工の技術開発とその品質管理の向上に努め、弊社の基幹業務として取り組み、防災カーテンの普及とともに歩んで参りました。

防災規制が始まり、防災カーテンは普及が進み、平成10年からは大幅に普及が進み、平成18年には防災カーテンのラベル交付枚数は1,000万枚を超えるまでになりました。弊社がカーテンの防災加工を手掛けた当時はここまで普及するとは思ってもありませんでした。ここまで普及が進んだのは、防災加工に携わる方々の商品の開発や改良への努力と火災から生命財産を守るという使命感によるものだと思います。

防災加工の初期にはハロゲン系の薬剤を使用しておりましたが使用不可となったことで、非ハロゲン系の防災薬剤がないかと薬剤メーカーとも協議し、試作を繰り返しながらレサイプを確立するために苦悩し、奔走した日々が今でも鮮明に思い返されます。

禁止されたハロゲン系の薬剤は非常に効果が高く、少量かつ低コストで防災性能を確保できたのですが、非ハロゲン系の薬剤は大量に使用しなければ性能が上がらず、コストも高く、皆様も非常に苦勞をされていることが容易に想像できます。

また、防災制度ができた当初の既存のカーテンに防災性能を付与する2次加工から始まり、カーテンの生地段階で防災加工を付与するものになり、難燃性原糸を使い、防災性能を確保するものなど、防災処理も多岐にわたっております。そのような中、平成26年に防災性能を満たしていないカーテンが流通していることが発覚し、カーテンの原反と縫製品とのトレーサビリティを確保するために、平成27年から防災補助ラベル制度ができました。さらなる厳しい品質管理が要求されるようになり、防災性能の不適合品を流通させないように努めていきたいと思っております。

そのような状況の中でもお客様からは日に日に厳しい要求品質の製品を求められ、防災性能を担保していくために日々の研究を続けていくことが非常に重要であると感じております。

私の中で強い思い出に残っていることは、2011年3月11日に東京で開催されたカーテン

等・整染合同部会でのことです。部会の帰り道、東北地方太平洋沖地震により帰宅難民となりました。同じく会議に参加された皆様におかれましても非常に大変で大きな記憶となりましたかと思います。地震以外にも大きな爪痕が残る天災が減らない日本で、日々の住居・活動場所に「防災」、万が一被災された方々の避難先の安全確保のためにも「防災」を今まで以上に、より一層定着させていく必要があると改めて考えさせられました。

近年の新型コロナウイルスによるニューノーマルな生活が強いられる中では、以前のように直接の交流・情報交換の機会が少なくなっております。今後も各部会の皆様、協会職員の方々とともに防災品の普及や防災性能の信頼の確保に努めていく所存ですので、引き続きご協力の程よろしくお願い申し上げます。

結びに、公益財団法人日本防災協会の益々のご発展をご祈念申し上げて、お祝いの言葉とさせていただきます。

JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION

60th

特別寄稿

防災規制の変遷と (公財)日本防災協会が果たして来た役割

～(公財)日本防災協会設立60年にあたって
改めて振り返る～

東京理科大学総合研究院
火災科学研究所教授

小林 恭一



はじめに

防火対策の最も基本的な手段は「火災を出さないこと（出火防止）」であり、出火防止対策の有力な手法の一つが、建材や家具調度品など身の回りにある物品を燃えにくくしておくことである。

このため、建築基準法では「内装制限」が、消防法では「防災規制」が行われているが、いずれも制定当初からあった規制ではなく、内装制限（建築基準法第35条の2）は昭和34年（1959）4月の、防災規制（消防法第8条の3）は昭和43年（1968）6月の法改正で追加されたものである。

本稿では、(公財)日本防災協会の設立60周年にあたり、防災規制の変遷と(公財)日本防災協会の果たして来た役割及び今後の展望について整理することとしたい。

【消防法における防災規制導入以前の動き】

戦前から戦後にかけて

木材を難燃化することにより火災を防ぐという考え方は、空襲による被害を軽減しようとした昭和14年（1939）2月制定の「防空建築規則」に耐火木材¹（耐火液を注入した木材）についての規定が定められているように、戦前からあったが、その性能や普及の程度については、太平洋戦争末期に被った空襲の被害を見れば容易に想像がつく。

戦後、日本を占領した米軍は、自らの施設の可燃性の物品に防災薬液を浸透させるなどして徹底的な防災化を行っており、その米軍に日本の主要都市を完全に焼け野原にされたばかりだった日本の関係者に、強い衝撃と大きな影響を与えた²。

昭和23年（1948）6月、東京都の公衆集合所の火災予防条例第17条で「公衆集合所において可燃性装飾用材料を使用する場合は、有効な難燃剤で処理しなければならない。」と規定されたが、これが日本で初めての防災規制と言われている³。

昭和23年（1948）7月、消防法が制定され、その第9条に「かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある器

具の取扱その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、市町村条例でこれを定める。」と規定された⁴。以後、市町村は、この規定を根拠に火災予防条例に防災規制を規定することができるようになった。なお、昭和43年（1968）6月に消防法第8条の3が追加されて別途防災規制が行われるようになり、また、平成13年（2001）7月にこの第9条が「・・政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。」と改正されたため、この規定を根拠として市町村が独自に火災予防条例で防災規制を行うことは出来なくなっている。

昭和26年（1951）2月には、当時の国家消防庁が各市町村の火災予防条例のモデルとなる「火災予防条例準則」を定めたが、そこで防災規制が規定され⁵、同年5月には、国家消防庁消防研究所が「防災液、防災紙及び防災布の規格（昭和26年（1951）国家公安委員会告示第5号）⁶」を定めて、防災に関する検定業務を開始した⁷。当時は、キャバレー等で用いられる造花等の装飾品や住宅の障子等に着火する火災が多く、これらを防火液に浸したり塗布したりして防災性能を付与する方法が多かったようである⁸。

共立講堂、明治座及び東京宝塚劇場の火災と火災予防条例準則の制定

昭和30年代（1955-64）になると、東京都内で舞台部の幕類に接炎着火する火災が立て続けに発生した。神田共立講堂火災（昭和31年（1956）2月、死者0、負傷者11）、明治座火災（昭和32年（1957）4月、死者0、負傷者9）及び東京宝塚劇場火災（昭和33年（1958）2月、死者3、負傷者25）がそれである⁹。

これらの火災を受け、東京消防庁では、舞台用どん帳、幕類、合板などの防災処理の推進にかかる行政指導を開始した¹⁰。また、昭和34年（1959）3月には建築基準法に内装制限（第35条の2）の規定が追加されたが、これらの火災の影響も大きいと考えられる。

昭和35年（1960）6月に自治省（当時）が設置されると消防庁はその外局となり、同年7月には消防法の大改正が行われて、それまで市町村任せだった防火管理規制（消防法第8条）や消防用設備等の規制（消防法第17条）が現在と同様国が主体となって統一的に行われるようになった。この流れを受け、同年12月に新法最初の「火災予防条例準則」が制定された。そこでは、

第24条（装飾用物品） 劇場等又はキャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）で使用するどん帳、造花その他の装飾用物品、大道具又は小道具で可燃性のものには、防災処理を施さなければならない。

と規定された¹¹。本条には、当初、防災規制の定番とも言えるカーテンについての規定がなく（後に追加された¹²）、劇場等のどん帳や大道具類という、あまり一般的ではない物品の防災化が推進されているが、これはもちろん上記3つの劇場等の火災を受けたもので¹³、現在の防災規制にも繋がっている。

防災性能の担保と日本消防検定協会の発足

これらの物品の防災化が推進されるようになると、その品質の担保が課題となってきた。防災加工をしてもその性能は概観からは判断できないため、所定の防災性能を有していることを担保する何らかの仕組みが必要になって来たのである。このため、昭和35年（1960）には、防災剤生産者、加工業者などが集まって「日本防災処理同業会（代表理事；岡部龍平氏）」が設立され¹⁴、さらに昭和37年（1962）11月に、東京消防庁の強い指導により、岡部龍平氏が中心になって、化繊協会、帆布協会、問屋組合など6団体からなる「日本防災協議会」が発足した¹⁵。同協議会は、防災処理された物品の品質管理や表示などを行うことになったが¹⁶、この団体が現在の「（公財）日本防災協会」の前身であり、今回の「60周年」も同協議会発足時を起点としたものである。

先にも触れたように、防災性能の試験は、当初、「消防の用に供する設備、機械器具及び資材（消防組織法第4条第9号¹⁷、昭和26年（1951）3月の改正により「資材」を追加）」に対する「検定」の一種として消防研究所で行われていた。昭和35年（1960）6月の消防法改正で消防用設備等に係る規制を国が統一的行うようになったため、消防の用に供する機械器具等の規格も国が統一に定めることとなり、その規格への適合性を担保する仕組みが必要になった。このため、昭和38年（1963）4月の消防法改正で、検定制度（消防法第21条の2）が創設されるとともに、日本消防検定協会（消防法第21条の17）が設立されて、消防の用に供する機械器具等の検定業務は消防研究所から日本消防検定協会に移管された。

消防研究所で行われていた防災関係の検定制度は、関連物品が検定対象物品には該当しないため検定制度としては移管されなかったが、消防法第21条の36に規定する鑑定業務として同協会に移管されることになった¹⁸。

【消防法における防災規制導入とそれ以降の動き】

消防法における防災規制の導入

建築基準法における特定街区制度の創設（昭和36年（1961）6月）により高層建築物の建設が事実上解禁されたため、昭和40年代（1965-74）に入ると、その第1号の高層建築物である霞ヶ関ビル（昭和43年（1968）4月竣工）を皮切りに高層建築物が急増することが確実視されていた。また、当時、地下街については強い規制がなかったため、大規模な地下街の建設が全国で急増していた。高層建築物も地下街も、初期消火に失敗すると消防活動が極めて困難であるため、消防など行政機関には強い危機感があった。

さらに、川崎の雑居ビルの火災（昭和41年（1966）1月、死者12、負傷者14）¹⁹など、当時、多数の死者を伴うビル火災が続発しており、耐火構造のビルの防火安全性に対する懸念が、社会的にも広く共有されていた。

このような状況を踏まえ、昭和43年（1968）6月、消防法が改正され、高層建築物や地下街の急増、続発するビル火災に対する防火対策強化の一環として、防災規制（消防法第

8条の3)が導入された。高層建築物や地下街の防火対策の主役として防災規制が採用されたのは、これらの建築物では出火防止が最も重要であるという認識のためだと考えられるが、広く防災規制を導入することの必要性を昭和30年代から痛感していた消防庁の意向も強かったようである²⁰。

当初の消防法第8条の3は、現在の第1項に相当する条文のみで、

高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用するどん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものは、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない²¹。

というシンプルなものだった。

本条にいう政令は消防法施行令第4条の3であるが、制定当初（昭和44年（1969）3月）の条文を見ると、現行規定の原型はほぼでき上がっている²²。

政令で定める防火対象物については、火災が発生した場合に人命危険が高いと考えられる防火対象物が「防災防火対象物」として定められており（同条第1項）、消防法施行令別表第一に（9）項イ（蒸気浴場等、昭和47年（1972）12月改正）と（16の3）項（準地下街、昭和56年（1981）1月改正）が追加された²³ことに伴う改正以外は、現行規定と同様である。また、同項の「工事中の建築物その他の工作物」は工事用シートに防災性能を要求する対象であり、消防法施行規則第4条の3第1項で定められているが、現行規定と同様である。

政令で定める物品は、「カーテン、暗幕及びどん帳その他舞台において使用する幕並びに工事用シートとする。（同条第3項）」とされており²⁴、概ね当時の火災予防条例準則をベースとして定められているが、後述するように、その後かなり追加されている。

工事用シートがこの物品に加えられたのは、昭和37年（1962）に東京都千代田区の工事現場で工事用シートに着火する火災が発生して死者が出た²⁵ことを契機に、同年、東京都、札幌市及び北九州市の火災予防条例で工事用シートが防災規制の対象として定められるなど、消防行政にとっては大きな問題であると捉えられていたためだと考えられる。

政令で定める基準では、残炎時間、残じん時間、炭化面積、接炎回数などの概念は、炭化長以外は出そろっており、省令（消防法施行規則第4条の3）で補完する規定ぶりも同様であるが、後述するように、昭和47年（1972）12月の改正で省令を含めて大幅に改正され、さらに昭和53年（1978）11月に防災対象物品にじゅうたんが追加された時に、じゅうたんを含んだ書きぶりに整理されている²⁶。

昭和47年（1972）6月の消防法改正に伴う防災制度の整備と防災対象物品の追加

昭和43年（1968）6月の消防法改正とその後の一連の政省令改正等により、防災規制を全国的に展開する体制は整備されたが、防災性能の品質保証の仕組みについては、法的には未整備のままだった。このため、昭和47年（1972）6月に消防法が改正され、消防法第

8条の3に防災表示に関する第2項から第5項までの規定が追加されて²⁷、表示と品質保証に関する仕組みが整備された。これを受け、具体的な表示と品質保証の仕組みとして、昭和48年（1973）6月に消防法施行規則第4条の4が定められ、防災表示を附する者に関する消防庁長官認定制度が整備された²⁸。後述するように、（財）日本防災協会は、この防災表示と品質保証の実務に大きな役割を果たすことになった。

この法改正の際には、政省令も含めて「防災対象物品」、「防災物品」、「防災表示」などの用語とその定義が定められ、条文表現の整理も行われている。

また、この消防法改正を契機として、昭和47年（1972）12月に消防法施行令第4条の3第3項が改正され、防災対象物品に、布製のブラインド、展示用の合板又は繊維板及び舞台において使用する大道具用の合板又は繊維板が追加された²⁹。

当時の施行通知等を見ても、これらが追加された理由は明示されていないが、布製のブラインドや繊維板については、防災対象物品と同様の出火特性があるのに防災規制の対象とするかどうか法的に明確でなかったこと、大道具用の合板等については、前述の火災予防条例準則では規制対象となっていたのに昭和44年（1969）3月制定の消防法施行令第4条の3第3項には盛り込まれなかったのを是正したためだと考えられる。

また、展示用の合板等については、同時に行われた消防法施行令別表第一の改正で「展示場」が百貨店やマーケットと同じ用途分類（（4）項）として明示的に規定された³⁰ことに伴い、展示場の出火危険を防止するための方策として、大道具用の合板等と同様の出火特性がある展示用の合板等が防災対象物品として指定されたものと推測される。

これらの防災対象物品の追加に伴い、同時に、消防法施行令第4条の3第4項と、関連する同法施行規則第4条の3第2項から第5項までに規定される防災性能の試験方法と判定基準についても、必要な整備が行われた³¹。

防災対象物品にじゅうたん等が追加

昭和53年（1978）11月に消防法施行令第4条の3第3項が改正され、防災対象物品にじゅうたん等が追加された³²。その直接のきっかけは、新潟市のスナックの火災（昭和53年（1978）3月、死者11、負傷者2）³³で内装に毛足の長いじゅうたんが用いられていたことが着火、延焼拡大を助長したとされたことであるが、そのだいぶ前の韓国ソウルのホテル火災（昭和46年（1971）12月、死者163）でじゅうたん類が延焼拡大の要因になったことから、昭和47年（1972）3月に東京都火災予防条例で床敷物類に対する防災規制が行われるようになっていたことが大きく影響している³⁴。

この改正に伴い、消防法施行令第4条の3第4項と、関連する同法施行規則第4条の3第3項から第7項までに規定される防災性能の試験方法と判定基準についても、必要な整備が行われた³⁵。

防災対象物品から繊維板が除外

昭和61年（1986）8月には、防災対象物品から展示用の繊維板及び舞台において使用する大道具用の繊維板が除かれた。これは、当時、日本の貿易黒字が巨額になりアメリカ経済を脅かすほどになっていたため、昭和60年（1985）7月に政府・与党対外経済対策推進本部が「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」を決定し、規制緩和を積極的に推進したことによるものである。この日本全体の方針に沿い、消防庁においても、火災危険の増大にあまり大きく影響しないと考えられるこの2種類の防災対象物品を規制対象から除くことになった。

日本防災協議会から（公財）日本防災協会まで

昭和44年（1969）3月の消防法施行令第4条の3及び同施行規則第4条の3の制定と並行して、基準への適合性を確認する制度が整備された。

昭和44年（1969）3月に日本消防検定協会が「防災性能鑑定規程」が制定されて、同協会が防災性能試験を鑑定として行う体制が強化された。

また、昭和44年（1969）5月に「日本防災協議会」が自治大臣の許可を得て「（財）日本防災協会」に改組され、防災性能を保障する仕組みが確立された。

これにより、防災性能の確認は日本消防検定協会が鑑定制度によって行い、防災表示と品質管理は（財）日本防災協会が防災ラベルの発行・管理によって行うという体制が整備された³⁶。しばらくこの体制が続いたが、昭和49年（1974）9月に（財）日本防災協会に試験室が設置されるなど³⁷、同協会でも防災性能の確認を行うことができる体制が整備されていった。

そして、昭和55年（1980）12月の消防庁予防課長通知により、行政の簡素合理化の観点から、昭和56年（1981）4月1日以降、防災性能の確認試験は（財）日本防災協会のみによって行われることとなり³⁸、同協会が防災性能の確認試験から防災ラベルの発行と品質管理まで一貫して担う体制が整えられた。

平成10年代（1998-2007）になると、法令で定める技術的基準への適合性を審査・確認する機関の決定に競争原理を導入し、政府の関与をできるだけ少なくするとともに審査・確認制度の合理化を促すことが、政府全体の方針となった。

この方針を受け、防災規制の関係では、平成12年（2000）11月に消防法施行規則第4条の4（防災制度の確認）及び第4条の5（指定確認機関）が新設された³⁹。この規定により、防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認を行おうとする法人は消防庁長官に申請し、消防庁長官は告示で定める基準への適合性を審査して確認機関として指定する仕組みが創設された。（財）日本防災協会は、平成13年（2001）に防災に関する最初の指定確認機関として消防庁長官から指定された。同協会は、それまでは消防庁予防課長通知により防災性能の品質管理に関する業務を事実上任されて来たのだが、この指定により、ようやく法律上の正式な位置づけを得ることになった。

その後、この種の法人には「指定」よりさらに政府の関与の度合いが小さいとされる「登録」制度を適用することが政府全体の方針になり、平成16年（2004）3月に消防法施行規則第4条の4及び第4条の5が改正されて⁴⁰、総務大臣又は消防庁長官による現在の「登録確認機関」制度に移行した。

現在、（公財）日本防災協会のほか（一財）日本繊維製品品質技術センターも登録確認機関として総務大臣又は消防庁長官に登録されている。

なお、消防用設備等についても、同時期に同趣旨の消防法施行規則第31条の4及び第31条の5が制定及び改正されており、当初は「指定認定機関」制度、現在では「登録認定機関」制度の仕組みができています。

このような一連の改正の後、（財）日本防災協会は、平成20年（2008）12月の新公益法人制度の施行に伴い「特例民法法人日本防災協会」となり、移行のための準備期間を経て、内閣総理大臣から公益財団法人への移行認定が行われ、平成24年（2012）5月、「公益財団法人日本防災協会」として再スタートすることになった⁴¹。

【防災規制の今後の展望】

防災対象物品以外の物品の防災化

令和2年（2020）の建物火災の着火物別火災件数⁴²を見ると、「ふとん、座ぶとん、寝具」に着火した火災は1,047件で、「合成樹脂と成形品」、「動植物油類」に次いで第3位となっている。また、衣類に着火した火災は793件で第6位である。これらの物品を防災化しておけば、火災や火災による死者を減らすのに大きな効果があることは明らかである。

衣類はともかくせめて寝具類くらいは防災規制の対象とすべきではないか、という考え方は古くからあったが、建築物に付属していない寝具類等は、現在の防災規制の対象としても適法状態と違法状態が安定的に継続しないため、この種の規制には馴染まないと考えられていた。

このため、昭和50年（1975）に、消防庁の指導により、学識経験者、試験機関代表、消防機関代表等からなる「防災製品認定委員会（事務局：（財）日本防災協会）」が設けられ、同委員会が定めた「防災製品認定要綱」に基づき、消防法第8条の3に基づく防災規制に馴染まない寝具類等の物品について、同委員会がその性能を認定する「防災製品認定制度」が開始された。その理念は、当初、「公正取引委員会」のような公正な独立した委員会により防災性能のある物品を認定し普及するというもので、同委員会は形式上（財）日本防災協会の外に設けられ、同協会は同委員会の事務局を務めるという位置づけだった。

平成21年（2009）10月、日本防災協会が公益財団法人化したことに伴い、新たに「防災製品認定規定」が定められ、防災製品の認定は同協会が行うという現在の防災製品認定制度に改められた。当初制度の中心を担った「防災製品認定委員会」は、「防災製品性能試験基準」、「防災製品毒性審査基準」及び「防災製品品質管理基準」の制定等を付託するために同協会に設置されるという位置づけになっている⁴³。

防災製品認定制度は、防災化しておくことと出火防止に効果があると考えられるのに防災規制の対象となっていない物品（令和4年（2022）9月現在26種類）について、（公財）日本防災協会が防災性能の試験方法や基準を定め、希望者の申請に応じて所定の試験を行い、その結果に基づき所定の防災性能を有する旨の表示（防災製品ラベル）の貼付を認めるというものである。

防災製品の普及による今後の火災対策への貢献

消防白書によれば、令和2年（2020）の住宅火災による死者899人のうち、寝具類に着火して亡くなった方は108人、衣類に着火して亡くなった方は66人で、着火物別死者数の1位と2位を占めており、そのうち65歳以上の高齢者の割合は、寝具類では70%、衣類では実に80%に上っている⁴⁴。言うまでもなく高齢者数は今後も急速に増加していくため、高齢者の火災死対策として、寝具類や衣類の防災化は、今後ますます重要になっていくに違いない。

また、日本列島の地下構造の不安定化や地球温暖化に伴う気候変動により、近年、大規模な災害が多発するようになってきているが、避難施設における新型コロナウイルスの感染対策として、段ボールなどのパーティションや簡易ベッドが設置されるようになって、その火災危険性が指摘されている。これらの物品を防災化しておくことは、火災の未然防止に極めて有効である。

火災危険は今後も様々な形をとって現れて来ると思うが、法律に縛られない防災製品は、このような多様な火災危険に弾力的に対応する手段として極めて有効であり、今後の火災危険の軽減に資するものと期待される。

終わりに

初めに述べたように、着火物になる可能性の高い物品をなるべく燃えにくいものにしておくことは、火災対策の基本中の基本であり、防災制度は、そのために設けられた制度である。「今ここにあるこのカーテン」に防災性能があるかどうかは、見ただけではわからない。一つひとつの物品を確実に防災性能があるものにするためには、生産段階から、裁断・縫製などの加工と流通の段階を経て、建築物が建築され又は使用される段階で建築物に取り付けられ、さらに維持管理段階に至る、という長い過程のすべての段階で、防災性能が確保されていくようにしなければならない。そのために考え出されたのが防災ラベルの制度である。防災ラベルの制度については、法律上細かく定められていない。（公財）日本防災協会等の定めたルールに従い、関係者がラベル管理を適切に行うことによってしか、「このカーテンには防災性能がある」と自信をもって言うことはできないのである。「着火物になる可能性の高い物品をなるべく燃えにくいものにしておく」という目的を達成するためには、関係者全員がこのことを自覚して、防災制度を適切に維持していくことが必要である。火災統計を分析すると、その効果は着実に上がっていることがわかる。関係の

方々には、誇りをもって防災制度を守り育てていってくださることを期待している。

(参考資料)

- 1 防空建築規則第3条第1号
- 2 座談会(矢筈野義郎(消防庁参事官), 味岡健二(東京消防庁予防部長), 岡部龍平((財)日本防災協会専務理事))「日本防災協会10年のあゆみ」, 防災10年～(財)日本防災協会のあゆみ～pp8, 1972年, (財)日本防災協会
- 3 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書, 2.1.2防災に関する法令等の歴史, pp11, 2015年3月, (公財)日本防災協会
- 4 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 5 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書, 2.1.2防災に関する法令等の歴史, pp11, 2015年3月, (公財)日本防災協会
- 6 防災物品, 日本消防検定協会十年史, pp258, 1973年, 日本消防検定協会
- 7 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書, 2.1.2防災に関する法令等の歴史, pp11, 2015年3月, (公財)日本防災協会
- 8 座談会(矢筈野義郎(消防庁参事官), 味岡健二(東京消防庁予防部長), 岡部龍平((財)日本防災協会専務理事))「日本防災協会10年のあゆみ」, 防災10年～(財)日本防災協会のあゆみ～pp8, 1972年, (財)日本防災協会
- 9 環境・災害・事故の事典, pp526, 2001年3月, 丸善(株))
- 10 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書, 2.1.2防災に関する法令等の歴史, pp3, 2015年3月, (公財)日本防災協会
- 11 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 12 座談会(矢筈野義郎(消防庁参事官), 味岡健二(東京消防庁予防部長), 岡部龍平((財)日本防災協会専務理事))「日本防災協会10年のあゆみ」, 防災10年～(財)日本防災協会のあゆみ～pp9, 1972年, (財)日本防災協会
- 13 座談会(矢筈野義郎(消防庁参事官), 味岡健二(東京消防庁予防部長), 岡部龍平((財)日本防災協会専務理事))「日本防災協会10年のあゆみ」, 防災10年～(財)日本防災協会のあゆみ～pp9, 1972年, (財)日本防災協会
- 14 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書, 2.1.2防災に関する法令等の歴史, pp9, 2015年3月, (公財)日本防災協会
- 15 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書, 2.1.2防災に関する法令等の歴史, pp14, 2015年3月, (公財)日本防災協会
- 16 座談会(矢筈野義郎(消防庁参事官), 味岡健二(東京消防庁予防部長), 岡部龍平((財)日本防災協会専務理事))「日本防災協会10年のあゆみ」, 防災10年～(財)日本防災協会のあゆみ～pp12, 1972年, (財)日本防災協会
- 17 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 18 第1節 鑑定, 1 防災物品, 日本消防検定協会十年史, pp58, 1973年, 日本消防検定協会
- 19 環境・災害・事故の事典, pp529, 2001年3月, 丸善(株))
- 20 座談会(矢筈野義郎(消防庁参事官), 味岡健二(東京消防庁予防部長), 岡部龍平((財)日本防災協会専務理事))「日本防災協会10年のあゆみ」, 防災10年～(財)日本防災協会のあゆみ～pp14, 1972年, (財)日本防災協会
- 21 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 22 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 23 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 24 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所

- 25 座談会（矢筈野義郎（消防庁参事官），味岡健二（東京消防庁予防部長），岡部龍平（（財）日本防災協会専務理事））「日本防災協会10年のあゆみ」，防災10年～（財）日本防災協会のあゆみ～pp10, 1972年,（財）日本防災協会
- 26 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 27 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 28 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 29 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 30 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 31 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 32 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 33 令和3年版消防白書, 付属資料 pp28
- 34 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書, 2.1.2防災に関する法令等の歴史, pp16, 2015年3月,（公財）日本防災協会
- 35 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 36 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書, 2.1.2防災に関する法令等の歴史, pp15, 2015年3月,（公財）日本防災協会
- 37 協会ニュース, 防災ニュース No39, pp12, 1974年9月,（財）日本防災協会
- 38 8 防災物品, 日本消防検定協会二十年誌, pp113, 1983年, 日本消防検定協会
- 39 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 40 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 41（公財）日本防災協会ホームページ, 協会の概要, 設立から現在に至る経緯 <https://www.jfra.or.jp/summary/summary.html>
- 42 令和2年（2020）版火災年報, pp76, 第1-20表 建物火災の出火箇所別・着火物別出火件数
- 43 防災製品認定規程, 2009年,（公財）日本防災協会
- 44 令和3年（2021）版消防白書, pp62, 第 1-1-12 図 住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）

JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION

60th

60年の歩み

60年の歩み

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
昭和 37年	11	日本防災協議会発足（渋谷区 中通2-28）、山口利吉氏（日 本化学繊維協会副会長）会長 に就任 「防災シート」の品質管理、 表示事業に直ちに着手	3	火災予防条例で工事用シートの防災 処理規制を開始（東京都、札幌市、 北九州市）	9 10	原子力研究所、第一号研 究用原子炉点火 キューバ危機
昭和 38年			10	日本消防検定協会の設立	11 11	三井三池炭鉱爆発事故（死 者451人） ケネディ米大統領暗殺
昭和 39年	4	事務所移転（渋谷区北谷町13）	1 1	建設省告示により「工事用シート」 の防災性能を規制 日本消防検定協会にて消防用機械器 具等の検定業務開始 *自治省消防庁消防研究所の業務を 移管	10 10	東海道新幹線開業 東京オリンピック開幕
昭和 40年					6	名神高速道路全線開通
昭和 41年	3 9 10 12	防災薬剤の適応性試験（特質、 効力等）を消防庁に依頼 「防災ニュース」創刊 関西支部事務局開設（日本化 学繊維協会事務局内） 防災カーテンの品質管理事 業・表示事業開始	10	火災予防条例改正（東京都） *防災防火対象物に「旅館、ホテル 等」を追加	2 3 6 —	全日空機東京湾墜落（死 者133人） *この年は航空機事故 多発 水上温泉「菊富士ホテル」 火災（死者30人） *じゅうたんの防災性能 試験方法検討開始の契 機の一つ ビートルズ来日、東京公演 日本の総人口、1億人を 突破
昭和 42年	1	カーテン地の防災規格品を発 表				

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
			2	火災予防条例改正（大阪市） *工事用シートを防災処理物品に追加、防災防火対象物に旅館、ホテル等を追加		
	11	日本防災協議会5周年祝賀会を開催（パレスホテル）			7	欧州共同体（EC）発足
	12	繊維の燃焼時に発生する煙・ガス対策小委員会を設置			8	東南アジア諸国連合（ASEAN）設立
	12	「国鉄車両用カーテン」の防災処理管理を受託			—	日本のGNP世界第三位になる
昭和43年	2	防災薬剤の毒性調査を開始				
			6	消防法改正（法律第95号） *第8条の3を新設、法律による防災規制を開始	6	小笠原諸島日本復帰
			6	「防災性能の義務付け」等に関する消防庁通達（消防総第180号） *防災防火対象物・防災対象物品の指定、防災性能基準等の周知		
	7	本部事務所移転（中央区日本橋本町1-5共同ビル）			11	有馬温泉「池之坊満月城」火災（死者30人）
					12	3億円強奪事件
昭和44年	3	日本消防検定協会で、「防災カーテン」の鑑定受付を開始	3	消防法施行令改正（政令第18号） *第4条の3を新設、防災防火対象物及び防災対象物品の指定、防災性能基準の制定	2	磐梯熱海温泉「磐光ホテル」火災（死者30人） *舞台上で使ったたいまつが幕類に着火
	3	北海道連絡事務所開設（札幌市中央区南一条東1-4）				
	4	九州連絡事務所開設（福岡市博多区中洲中島町3-10）				
	4	「防災ラベルに関する規程」の制定				
	5	日本防災協議会を財団法人日本防災協会に改組（山口利吉会長）	5	「防災ラベル等について」（消防予第153号） *防災ラベルの様式	5	東名高速道路全線開通
	7	防災加工登録施設のための専門技術者講習会を開始			7	米、アポロ11号が月面着陸
	7	日装連（カーテン）、日帆連（シート）に対する「防災ラベル」の一括交付を開始				
	9	防災薬剤の鑑定受付を開始				

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
			11	防災規制の運用について（消防予第253号） ＊二次加工業者の適合施設の登録基準を設定 ＊防災加工専門技術者の講習内容を設定		
昭和45年	1	「防災加工適合施設の登録に関する規程」の制定			3	よど号ハイジャック事件
	7	京都及び名古屋の両事務所開設（各消防局内）	7	都道府県予防担当者会議で防災加工の制度化について検討（消防庁）	3	大阪万博開催
					4	大阪市地下鉄工事現場ガス爆発火災（死者74人）
昭和46年	1	消防当局と協会会員との第1回意見交換会を開催			7	雫石事故、全日空機と自衛隊機が接触墜落
	7	自動車の内装材料難燃性試験法（JIS）検討に参加	12	カーフェリーの安全対策（防災）について運輸省通達 ＊カーフェリー内装材の難燃性試験方法・基準。協会のラベル付は適合扱い	8	ニクソン・ショック起こる
					12	韓国ソウル「大然閣」ホテル火災（死者163人） ＊カーペット類が延焼拡大の要因
昭和47年			1	消防法施行令改正（政令第5号） ＊防災防火対象物に「蒸気浴場、熱気浴場」を追加 ＊防災対象物品に布製ブラインド、合板、繊維板を追加 この追加に伴い防災性能基準を改正	1	グアム島で横井庄一氏救出
			3	火災予防条例改正（東京都） ＊敷物の防災規制を実施	2	冬季オリンピック札幌大会開催
			6	消防法改正（法律第94号） ＊防災表示制度の制定、第8条の3に第2項から第5項までを追加	2	連合赤軍浅間山荘事件
	11	日本防災協会10周年記念祝賀会を開催（パレスホテル）	12	消防法施行令改正（政令第411号） ＊第4条の4（指定表示の規定）の新設	5	大阪「千日デパート」火災（死者118人）
					5	沖縄本土復帰
					9	日中国交正常化
					11	北陸トンネル内列車火災（死者30人）

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
昭和 48年			6	「防災表示者を付する者の認定の基準」の制定（消防庁告示第9号）		
			6	「防災性能に係る耐洗たく性能の基準」の制定（消防庁告示第11号）		
	7	山口利吉会長死去、岡部龍平専務理事が会長代行に就任	7	防災表示制度の運用について（消防安第7号）		
	8	「防災ラベル等取扱い並びに品質管理に関する規程」の制定			10	第一次石油ショック
	11	防災表示を付する者の認定予備審査を開始	11	カーテン等の防災処理について（消防安第57号）	11	熊本「大洋デパート」火災（死者100人）
昭和 49年					3	ルバング島で小野田少尉救出
			6	防災ラベル等の一括交付団体の基準及び合板の裏面表示について（消防安第56号）		
			6	寝具類等の防災表示物品の使用について（消防安第65号） *寝具類、敷物類等の防災製品の使用促進に関するもの。寝具類等の防災性能試験基準を含む		
	9	試験室開設（新宿区新宿4-14）			8	三菱重工ビル爆破事件
	9	「防災製品の性能試験規程」の制定				
	11	防災製品認定委員会の発足			11	LPG タンカー第十雄洋丸衝突炎上事故（死者33人）
昭和 50年	2	「防災製品認定要綱」及び「防災製品認定委員会規程」の制定	1	寝具類（毛布類）の防災性能試験基準について（消防安第1号） *寝具類等に毛布類を追加		
	3	大阪事務所移転（大阪市西区西本町1-12-19）			3	新幹線岡山 - 博多間開通
	4	防災製品の認定制度開始			4	ベトナム戦争終結
					7	沖縄海洋博開催
					11	第一回主要先進国首脳会議（サミット）
昭和 51年	8	「防災製品の性能試験基準」の制定			2	ロッキード事件
	11	岡部龍平会長代行が会長に就任			9	毛沢東主席死去
					10	酒田大火（死者1人、負傷者1,103人）
昭和 52年			1	国技館の敷席に防災座ぶとん使用を指導（東京消防庁）		

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
	3	岡部龍平会長が理事長に就任	3	敷物の防災表示方法等について（東京消防庁・予防部長通知）		
	3	北海道事務所を閉鎖	10	厚生省の方針に沿い、防災薬剤として「APO」使用禁止（消防予第206号）	5	領海12カイリ・漁業水域200カイリ法成立
昭和53年	1	防災製品認定委員会が皮膚の安全評価法として細胞毒性試験を採用	11	厚生省の方針に沿い、防災薬剤として「TRIS」使用禁止（消防予第201号）	5	成田空港開港
	12	東京試験室移転（中央区銀座1-18-2）	11	消防法施行令改正（政令第363号） *「じゅうたん等」を防災対象物品に追加	8	日中平和友好条約調印
昭和54年	5	大阪試験室開設（大阪市西区靱本町1-9-23）	3	消防法施行規則改正（自治省令第5号） *「じゅうたん等」が防災対象物品に追加されたこと等による改正	1	米中国交回復（米、台湾と断交）
	5	「防災性能試験規程」の制定			7	東名高速日本坂トンネル内車両火災（死者7人）
	5	防災物品「じゅうたん等」の防災性能試験を開始			12	ソ連、アフガニスタン侵攻
	5	本部事務所移転（中央区日本橋本町4-1）				
昭和55年	8	「防災表示者認定の申請（手引き）」の作成	12	防災表示制度の運用について（改正）（消防予第254号） *防災対象物品等の鑑定業務を昭和56年4月1日をもって日本消防検定協会から日本防災協会に移管	9	イラン・イラク戦争開戦
					11	「川治プリンスホテル」火災（死者45人）

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
昭和 56年			1	消防法施行令改正（政令第6号） * 防災防火対象物に準地下街（別表第1（16の3）項）を追加		
	2	北海道事務所再開（札幌市中央区北二条東3-2）	2	防災表示制度の運用について（消防予第46号） * 防災対象物品等の鑑定業務を日本防災協会に移管することに伴う改正		
	2	防災物品の「試験番号の登録規程」及び「防災薬剤の防災性能試験規程」の制定				
	3	味岡健二氏（前東京消防庁総監）会長に就任				
	4	防災対象物品等の鑑定業務開始 * 日本消防検定協会から移管				
	5	「耐熱防護服」等に関する基準検討委員会の発足（事務局：日本防災協会）	5	防火対象物にかかる表示、公表制度の実施について（消防予第111号） * 適マーク制度（～平成15年9月まで） 点検項目に防災対象物品を含む		
	7	「防災加工カーテン」の経年変化に関するレポートを発表	8	厚生省の方針に沿い、防災薬剤として「ビス化合物」使用禁止（消防予第189号）		
昭和 57年					2	「ホテルニュージャパン」火災（死者33人）
	3	裁断・施工・縫製業者対象の講習会（法令講習会）開始			2	羽田沖日航機墜落事故
	8	「防災製品の毒性審査規程」の制定	7	家具調度類防災性能調査研究委員会を発足	6	東北新幹線開業
	8	京都事務所移転（京都市上京区河原町通荒神口上る宮垣町89）				
	11	日本防災協会創立20周年「感謝の会」を開催（パレスホテル）			11	上越新幹線開業
昭和 58年	5	東京試験室移転（台東区上野5-2-10）			4	東京ディズニーランド開園
	7	日本防災協会創立20周年記念事業として「繊維と防災」を出版	7	防災対象物品の材料で防災性能を有するものの表示について（消防予第122号）	5	日本海中部地震（死者104人）

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
			7	防災表示者として認定を受けた裁断・施工・縫製業者に対する講習会の実施について（消防予第140号）	10	三宅島大噴火
昭和59年	8	「防災表示者認定申請の手引き」を消防庁監修のもとで作成し、全国消防本部に配布	3	カプセル型ベッドを設ける宿泊施設の防火安全対策に係る指導基準について（東京消防庁） *寝具類に防災性能を有するものを使用することを指導 *その後、大阪市、福岡市、広島市でも同様の指導基準等を制定	5	NHK 衛星テレビ放送開始
			12	火災予防条例改正（京都市） *旅館、ホテル・宿泊所、老人福祉施設等で使用する寝具類は防災性能のあるものを使用する努力義務を規定	11	世田谷区電話局地下ケーブル火災
昭和60年	3	名古屋事務所移転（中区大井町3-15）			3	つくば万博開幕
					8	日航ジャンボ機墜落事故（死者520人）
昭和61年	5	岡部龍平理事長死去	2	「防災性能に係る耐洗たく性能の基準」改正（消防庁告示第1号）（水洗い洗たく法）	2	伊豆熱川温泉「ホテル大東館」火災（死者24人）
			3	火災予防条例改正（神戸市） *高齢者、身体不自由者等の使用する寝具類は防災性能のあるものを使用すること等に努めることを規定	4	チェルノブイリ原発事故
			8	消防法施行令改正（政令第274号） *展示用繊維板及び舞台上で使用する大道具用の繊維板を防災対象物品から削除	7	社会福祉施設「陽気寮」火災（死者8人）
	10	福島深氏（前日本消防検定協会理事長）理事長に就任	11	社会福祉施設等における防災物品等の使用促進について（消防予第150号）	11	三原山噴火、全島避難

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
昭和 62年	4	日本宝くじ協会の助成事業 (第1回)として「防災ラベル」 パネルを製作・配布	2	高層建築物の共同住宅で使用する カーテン等は、防災物品を使用する よう関係団体宛に要望(全国消防長 会)		
			6	老人日常生活用具等給付事業の新規 対象品目に防災寝具を追加(東京都)	6	特別養護老人ホーム「松 寿園」火災(死者17人)
			9	社会福祉施設等における防火安全対 策について(消防予第160号) *防災性能のある寝具類の使用促進 を含む	10	NY 株式市場株価大暴落 (ブラックマンデー)
昭和 63年	8	本部事務所移転(中央区日本 橋本町4-6-7)	1	消防法施行令改正(政令第2号) *老人保健施設を防災防火対象物に 追加	3	青函トンネル鉄道開業
			4	衣料の難燃化に関し、消費生活対策 審議会より知事宛に答申(東京都)。 知事より自治省、通産省、関係団体 に対し、衣服類の難燃化の推進に関 する要望書「衣服類の難燃化問題に ついて」を提出(東京都)	4	瀬戸大橋開通
			4	消防法施行令改正(政令第89号) *精神障害者社会復帰施設を防災防 火対象物に追加		
			11	老人保健施設における防火、防災対 策について(老健第24号) *寝具類、寝衣類の防災化推進を含 む(同年の消防予第162号に引 用)		
	11	「じゅうたん等に係る検査機 関の指定等に関する規程」の 制定	11	じゅうたん等に係る指定検査機関の 試験データの受け入れについて(消 防予第168号) *協会以外の指定検査機関が行った 防災性能試験データの活用		
平成 元年	6	「防災ラベル等取扱い並びに 品質管理に関する規程」別表 第1(防災ラベルの様式)の 改正 *シートラベルの様式・装着 方法やカーテン等の耐洗た く性能の表現等の変更	6	消防法施行規則改正(自治省令第 25号) *防災表示の様式改正(耐洗たく性 能の表現や一部ラベルの寸法につ いて)	1 4 6	昭和天皇崩御 消費税(3%)導入 中国天安門事件

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
	7	東京試験室移転（中央区日本橋小舟町4-3）			11	ベルリンの壁崩壊
平成 2年	3	昭和57年に開始した法令講習会は全国を一巡 *47都道府県で63回実施の実績 *実施成果を検証の上で平成4年2月より再開			10	統一ドイツ誕生 － バブル経済破綻
平成 3年	4	防災審議委員会の発足 *産・官・学に消費者代表を加え防災全般の諸問題を審議	3	住宅防火対策推進に係る基本方針（消防予第46号） *高齢化の進展の中で住宅火災による死者低減のための対策を推進	1	湾岸戦争始まる
	11	住宅用防災機器等推奨制度の創設に伴う「住宅防火安心マーク取扱い要綱」の制定	7	住宅防火対策推進協議会を設置（消防庁及び建設省）	5	雲仙普賢岳噴火災害
	12	「防災性能試験規程」、「防災薬剤の防災性能試験規程」及び「試験番号の登録規程」の改正	9	住宅用防災機器等推奨制度の創設について（消防予第200号） *カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等、寝具類・衣服類も対象とする推奨マーク（住宅防火安心マーク）に関する制度	12	ソ連消滅
			12	防災表示者として認定を受けた裁断・施工・縫製業者に対する講習会の実施について（消防予第251号） *講習会の再開に関する通知		
			12	防災表示制度の運用の一部改正について（消防予第260号） *アクリル等の混用率20%超のカーテン等の取扱い（協会の防災性能試験不受理等）		
平成 4年			1	推奨マークを付した看板の取扱いについて（消防予第16号） *住宅用防災機器等の普及促進のため上記看板の普及を図る		

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
	2	推奨マークを付した看板の取扱いを受け「住宅防火安心マーク付き防災物品及び防災製品の看板等の取扱い要綱」の制定				
	4	宮腰正美氏（前日本消防検定協会理事長）理事長に就任	4	防災制度の適正な運用について（消防予第83号） *高層建築物、地下街、防災防火対象物等の関係者に対する周知の徹底、防災表示を付する者についての基準適合の指導の徹底		
	9	防災製品普及分科会発足	9	防災基準適合表示制度の実施について（消防予第185号）	9	スペースシャトルで日本人として初めて毛利衛宇宙飛行士が宇宙へ
	9	30周年記念事業として防災用語ハンドブック刊行				
平成5年	1	消防庁告示（消防予第4号） *協会導入予定の自動機による洗たく方法を、上記告示による洗たく性能を有するものとして認定				
	5	技術部会の発展的解散 *防災審議委員会に機能を移管			5	皇太子・小和田雅子様ご成婚
					5	プロサッカーJリーグスタート
					7	北海道南西沖地震（死者・行方不明230人）
平成6年	1	防災製品ラベルの改正（テント・シート・幕類について屋外・屋内の区分を表示）				
			2	放火火災予防対策の推進について（消防予第42号） *自動車、オートバイ等のボディカバーを防災製品に替えるなどの普及促進		
			3	住宅用としての防災製品の普及促進について（消防予第61号） *事業者に対する防災製品（寝具類、衣服類）の取扱い推進を依頼		
	4	「防災性能試験、防災ラベル交付等に関する手数料規程」改正 *防災性能試験、防災加工専門技術者資格証、防災製品認定手数料			4	名古屋空港中華航空機事故（死者264人）
	9	防災品取扱店一覧表の配布			6	製造物責任（PL）法成立
					9	関西国際空港開港

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
			11	防災表示を付する者の認定の基準の改正（消防庁告示第7号） ＊防災表示を付する者の認定基準第5の第1号に「(2)合板と表面材を貼り合わせることができる設備を有すること」を追加。合板に塩ビ等の表面材を貼り合わせることによって、法令に定められた基準以上の防災性能を満たすことが可能となるため、認定基準を改正		
			12	住宅防火対策の推進に係る防災製品等広報用ビデオの活用について（消防予第316号）		
			12	旅館、ホテル等に対する防火安全対策の徹底について（消防予第322号）		
平成7年	3	「防災性能試験規程」の改正 ＊防災薬剤成分を詳細に把握するために、薬剤成分表を改正	1	防災表示者の認定に係る事務の簡素化について（消防予第7号） ＊認定申請書類の簡素化、消防庁と協会の合同での現地調査、認定者への通知方法の見直し等	1	阪神・淡路大震災（M7.3、死者・行方不明約6,400名）
	11	防災製品の斡旋サービス開始	3	旅館、ホテル等における防火安全対策について（消防予第46号） ＊防災寝具類・寝衣類の使用指導を含む	3	地下鉄サリン事件
			6	防災製品 PL センター創設、防災製品団体 PL 総合補償制度導入（日本消防設備安全センター） ＊防災物品・製品も対象		
平成8年	1	「防災性能試験、防災ラベル交付等に関する手数料規程」の一部改正（ふとん類等）	7	住宅防火対策の推進について（消防予第138号） ＊住宅防火対策推進協議会は、平成8年度以降の施策展開の方向として、後期5カ年における住宅防火対策のあり方を決定	9	公益法人の設立許可及び指導監督基準の閣議決定
			12	耐洗たく性能を有する防災物品に係る洗たく前及びドライクリーニング前の防災性能の確認について（消防予第240号）	12	ペルー日本大使館公邸をゲリラ襲撃
平成9年	2	国民生活センター『服が燃えて大やけど！知られざる危険「着衣着火」』を発表				

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
	3	「防災性能試験、防災ラベル交付等に関する手数料規程」の改正(防災頭巾側地、詰物類)	3	3 防災性能の確認方法の変更等に伴う防災物品(カーテン等)の取扱いについて(消防予第57号) *耐洗たく性のあるものとして申請されたカーテン等の防災性能試験は洗たく等の前及び後に実施することに変更 3 消防法施行規則改正(自治省令第19号) *国際単位系への対応に伴う改正	4	消費税率が5%に引き上げ
	10	「溶着用防災ラベル交付に係る実施要領」の制定	10	10 防災表示制度の運用の一部改正について(消防予第168号) *工事用シートについて溶着の困難なもの以外は、防災表示の方法に「溶着」を追加	7	香港返還
	11	ビデオ「防災品はなぜ燃えにくいの?」が(財)消費者教育支援センター主催の視聴覚資料部門優秀賞受賞			11	北海道拓殖銀行、山一証券破綻
					12	温暖化防止京都会議開催
					12	公益法人の設立許可及び指導監督基準の一部改正
平成10年	5	次郎丸誠男氏(前消防研究所所長)理事長に就任	3	3 消防法施行規則第4条の4第6項の指定表示を指定する件(消防庁告示第4号) *日本工業規格L4404に適合する織りじゅうたん及び同規格L4405に適合するタフテッドカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される難燃表示を、規則第4条の4第6項の規定に基づく指定表示に指定	2	冬季オリンピック長野大会開幕
			8	8 舞台幕の取扱いについて(消防予第126号) *防災加工された舞台幕であっても、使用される照明器具の種類と使用法によっては着火等のおそれがあるため留意事項を規定		
			11	11 消防法施行令別表第一改正(政令372号) *精神薄弱者援護施設を知的障害者援護施設に変更		

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
平成 11年					1	欧州単一通貨ユーロ誕生
			3	防災表示を付する者の認定の基準の改正（消防庁告示第1号）		
	5	「防災関係者表彰規程」の制定 第1回予防広報委員会を開催	9	消防法施行令別表第一改正（政令第262号） *老人保健施設を介護老人保健施設に変更	9	東海村ウラン加工施設にて臨界事故
	8		9	「防災性能に係る耐洗たく性能の基準」改正（消防庁告示第5号）		
			9	「防災表示を付する者の認定の基準」改正（消防庁告示第6号） *消防庁告示第5号及び第6号により、計量単位を国際単位系に係る計量単位に変更		
	11		第1回消防関係専門紙（誌）代表者との懇談会			—
11	第1回防災関係業界功労者表彰式（理事長表彰）			—	世界の人口、60億人を突破	
平成 12年	5	ISO 9001の認証取得／登録			6	朝鮮半島、初の南北会議
	8	ホームページ開設				
	8	「防災性能試験、防災ラベル交付等に関する手数料規程」の改正（祭壇関係、毒性審査）				
			11	消防法施行規則改正（自治省令第51号） *認定を登録に改め、第4条の4に第3項と第7項を追加するとともに、第4条の5（防災性能の確認）及び第4条の6（指定確認機関）を追加		
			11	防災表示者の認定について（消防予第265号）		
			12	防災表示を付する者の登録の基準（消防庁告示第9号） *「防災表示を付する者の認定の基準」は廃止	12	行革大綱閣議決定 *公益法人に対する行政の関与の在り方について策定
		12	指定確認機関の指定の基準等（消防庁告示第15号）	12	総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令（自治省令第1号）	

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
			12	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の制定等について（消防予第289号） * 防災表示を付する者の登録の基準及び指定確認機関に申込をしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件、指定確認機関の指定基準等を定める件		
平成13年	1	消防庁長官より指定確認機関として指定される	1	防災表示者 認定制度から登録制度に移行	1	中央省庁再編（1府12省庁に）
			2	防災表示制度の運用について（消防予第42号） * 「防災表示者登録要綱」、「登録申請書作成要領」及び「防災表示を付する者の登録の基準等に関する運用上の留意事項」を定め、「防災表示制度の運用について」（昭和54年消防予第57号）は廃止		
	3	協会の手数料規程を防災物品に関する手数料規程と防災製品に関する手数料規程に分離	3	3 タイルカーペットの指定表示について（消防庁告示第3号） * 日本工業規格 L4406に適合するタイルカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される難燃表示を、規則第4条の4第6項の規定に基づく指定表示に指定		
	4	消防機関と（財）日本防災協会との合同の確認調査に関する協力依頼について（全消発第78号）	4	4 防災処理及び防災表示の方法等に関する留意事項について（消防予第107号） * 防災処理の方法、防災表示の方法、廃止通知に関する通知		
	5	総務大臣より指定確認機関として指定される	4	4 新たな住宅防火対策の推進について（消防予第91号） * 防災品の使用促進を含む「住宅防火基本方針」の策定		
			5	5 消防法施行規則改正（総務省令第68号） * 第4条の5、第4条の6の一部改正（公益法人制度改革に伴う）		
	7	防災製品ラベル シンボルマークデザイン公募	5	5 指定確認機関を指定する省令（総務省令第78号） 消防法令に基づく指定確認機関、指定認定機関及び指定講習機関を指定する省令の制定等について（消防予第178号）	9	新宿歌舞伎町ビル火災（死者44人）

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
			11	小規模雑居ビルの一斉立入検査結果を踏まえた当面の対応策等について(消防予第437号) * 防災物品の使用義務違反の状況とその是正指導を含む	9	米、同時多発テロ発生
平成14年	2	防災製品シンボルマーク決定 * シンボルマーク付き防災製品ラベルの交付を順次開始	3	火災予防技術情報の送付について(消防予第89号) * 防災加工専門技術者を認定するための基本的枠組み、防災製品を認定するための基本的枠組み	1	EU、単一通貨ユーロ流通開始
	5	渡邊明氏(前全国町村会事務総長)理事長に就任	4	消防法改正(法律第30号) * 第8条の3第3項を含む違反への罰則強化 * 防火対象物の自主点検報告表示制度の制定	5	サッカー日韓W杯開催
	12	繊維リサイクル研究会(事務局:防災協会)第1回会議開催	8	消防法施行令別表第一改正(政令第274号) * (2)項ハ追加、(5)項イ改正		
			10	消防法施行規則改正(総務省令第105号) * 別表番号、別記様式番号の変更		
平成15年		防災品ラベル交付業務に関するアンケート調査実施(平成14年12月~15年3月)				
	2	渡邊明理事長死去、次郎丸誠男氏理事長に就任(同年3月末まで)			3	イラク戦争開戦
	4	木下英敏氏(前日本防火協会常務理事)理事長に就任	5	化審法の改正 * 難分解性・高蓄積性の既存化学物質を法的監視下に置くこととなった		
	8	高校家庭科教員に防災に関する研修を実施(神奈川県立高校)				

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
	11	本部事務所移転（中央区日本橋室町4-1-5）	10	防火対象物の自主点検報告表示制度導入開始 *点検項目には防災表示を含む		
平成16年	9	次世代防火服研究会第1回研究会開催	3	火災予防条例改正（東京都） *住宅防火対策として防災品使用の努力義務を規定		
	9	登録確認機関第1号として登録（総務大臣）	3	消防法施行規則改正（総務省令第54号） *防災性能確認に係る指定機関制度から登録機関制度への移行		
	11	第1回防災品普及方策検討委員会を開催	5	防災表示を付する者の登録の基準の改正（消防庁告示第19号） *指定確認機関を登録確認機関に改正		
	12	京都事務所移転（京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町）	5	防災性能に係る耐洗たく性能の基準の一部改正（消防庁告示第19号） *別表番号の変更		
			9	「防災表示者登録要綱」等の一部改正について（消防安第195号）	10	新潟県中越地震(死者68人)
			9	防災薬剤 HBCD が化審法の第1種監視化学物質に指定される	12	スマトラ沖地震及びインド洋津波（死者・行方不明者22万人超）
平成17年	1	婦人防火クラブ員へのアンケート調査実施 *防災品の認知度、使用状況等			2	京都議定書発効
	5	防災品に関するアンケート調査実施（防災品普及方策検討委員会）	4	消火器・防災物品の適切なリサイクルに向けた取組みの推進について（消防予第77号）	4	JR 西日本福知山線列車事故（死者107人）
			4	消防法施行規則第4条の4第8項の指定表示を指定（消防庁告示第5号） *合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）により格付けされた合板に付される難燃処理を施した旨の表示及び合板の日本農林規格により格付けされた合板に付される防災処理を施した旨の表示		

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
	7	カーテン・暗幕の浸漬法による防災二次加工の解禁についての対応方法を策定	7	「防災処理及び防災表示の方法等に関する留意事項について」の一部改正について（消防安第147号） *ポリエステル100%品（顔料プリント品を除く）につきカーテン・暗幕の浸漬法による防災二次加工を解禁		
	8	杉村哲也氏（前危険物保安技術協会理事）理事長に就任				
平成18年			1	認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について（消防予第8号）	1	長崎県大村市 老人福祉施設「安らぎの里さくら館」火災（死者7人）
	5	大阪事務所・大阪試験室統合移転（大阪府中央区農人橋2-1-30）	3	火災予防条例改正（東京都） *優良防火対象物認定表示制度の創設	5	公益法人制度改革関連3法成立
	7	北海道事務所移転（札幌市中央区北一条東1-4-1）	6	「住宅防火推進宣言」を踏まえた住宅防火対策の推進方策について（消防予第208号） *防災製品等の普及促進を含む	5	インドネシア・ジャワ島中部地震、津波災害（死者5,000人規模）
	12	大阪試験室でのカーテン洗たく試験開始	9	暫定適マーク制度の廃止に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について（消防予第387号）		
			9	消防法施行令別表第一改正（政令第320号） *（6）項口の改正		
平成19年					1	宝塚市カラオケボックス火災（死者3人）
					1	防衛庁、省に昇格
	4	試験手数料規程の改正	3	住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策等について（消防予第101号） *防災品の普及促進を含む		
			3	消防法施行令別表第一改正（政令第55号） *（6）項ハの改正		

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
	6	澤井安勇氏（前総合研究開発機構 [NIRA] 理事）理事長に就任	5	カラオケボックスの防火対策に関するフォローアップ調査結果及び違反是正の徹底について（消防予第206号） * 防災規制への対応状況を含む		
	9	登録確認機関更新（第1回目）	6	消防法施行令別表第一改正（政令第179号） * (6)項口の改正、ハの追加、従来のハがニに変更	8	サブプライムローン問題表面化
					10	日本郵政公社が民営化 — 社会保険庁の年金問題発覚
平成20年	4	消防職員等への研修として「防災講座」をスタート	1	カラオケボックスの防火対策に関するフォローアップ調査結果(第2回)及び違反是正の徹底について（消防予第14号） * 防災規制への対応状況を含むその後の是正状況と更なる是正徹底依頼		
	6	消防庁告示（消防予第189号） * 協会が導入予定の洗たく機が「同等以上の洗たく性能を有する方法」と認定	7	消防法施行令別表第一改正（政令第215号） * (2)項二（カラオケボックス等）の追加	9	リーマンショック
	12	国民生活センター「危険！ 着衣着火に注意－未然防止に防災製品が効果的」を発表	10	性風俗関連特殊営業を営む店舗等の防火対策に関する実態調査結果及び違反是正の徹底について（消防予第248号） * 防災規制への対応状況を含む		
			11	個室ビデオ店等に関する緊急調査結果について（消防予第312号） * 防災規制への対応状況を含む	12	公益法人制度改革関連3法施行
平成21年	4	登録表示者・認定事業者に関する品質管理状況の定期調査開始			3	群馬県渋川市有料老人ホーム「たまゆら」（未届）火災（死者10人）

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
	9	カーテン経年変化モニター開始	9	消防法施行規則改正（総務省令第93号） *公益法人制度改革関連法の施行に伴う改正等	5 9	裁判員制度施行 消費者庁発足
	10	防災製品関係規程・基準を全面改定	9	社会福祉施設等の防火安全対策に係る調査結果及びフォローアップ調査の実施について（消防予第390号） *防災規制への対応状況を含む	11	高円寺居酒屋雑居ビル火災（死者4名）
平成22年	1	防災物品・防災製品の防災性能試験業務、登録認定業務、防災ラベル交付業務等の標準処理期間の公表				
	4	品質管理本部を設置	3	社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について（消防予第130号） *「寝具・布張家具に防災性能を有する製品の使用の推進」を含む	3	札幌グループホーム「みらいとんでん」火災（死者7名）
	7	評議員の選任方法について総務大臣の認可	6	小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の結果を踏まえた防火安全対策の徹底について（消防予第260号） *防災規制対応状況を含む	6	小惑星探査機「はやぶさ」、地球に帰還
	9	国民生活センター「子ども用防災頭巾の安全性」を発表	7	未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査について（消防予第318号） *防災規制対応状況含む平成22年4月末現在の前回調査結果を添付		
	9	防災物品関係規程・基準の全面改正			9	尖閣諸島中国漁船衝突事件
	9	登録確認機関更新（第2回目）				
	10	最初の評議員選定委員会を開催				
平成23年	1	手数料規程の改正	1	未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査結果について（消防予第9号） *調査結果には平成22年10月末時点の防災物品の対応状況を含む	1	ジャスミン革命発生、アラブの春に波及
	4	「部会設置規程」を改正し新たに11部会体制に再編して各部会活動開始			3 3	東日本大震災（M9.0、死者・行方不明者約19,000人） 福島第一原発事故

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
	4	公益財団法人への移行認定申請				
	4	「防災ニュース」主要内容をホームページに掲載開始	5	消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインについて（消防消第66号）	7	FIFA 女子ワールドカップ なでしこジャパン優勝
	9	防災製品関係規程・基準改定 防災製品「寝具類」の性能試験基準の改定			7	テレビ地上波デジタル放送へ移行
	9	じゅうたん等の指定検査機関制度廃止 *外部試験機関の試験データの扱いについて				
平成 24年	5	内閣府所管の公益財団法人に移行	5	ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について（消防予第181号） *対策項目の中に寝具・布張家具に 防災性能を有する製品の使用推進 が含まれる	5	福山市「ホテルプリンス」 火災（死者7人）
	5	ホームページ全面リニューアル			5	東京スカイツリー開業
	6	「会員の位置づけ及び会費等に関する規程」の制定	7	「住宅防火・防災キャンペーン」（消防庁主催）の実施について（消防予第302号） *防災品を含むキャンペーンの実施 について		
	11	東京試験室の移転 *本部事務所と同じビルに入居				
平成 25年			7	「住宅防火・防災キャンペーン」（消防庁主催）の実施について（消防予第294号） *防災品を含むキャンペーンの実施 について		
	9	登録確認機関更新（第3回目）				
	9	防災製品関係規程・基準改定 防災製品「張替用布張家具等側地」の追加 防災製品「非常持出袋」「防災頭巾等」における防災性能を求める付属品について規定				
	10	新井雄治氏（前日本防災協会 常務理事）理事長に就任	10	防火対象物に係る表示制度の実施について（消防予第418号） *表示基準の点検項目の中に防災対象物品が含まれる	10	福岡県福岡市「安部整形外科」火災（死者10人）

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
			12	消防法施行令別表第一改正（政令第368号） * (6)項ロ及びハの改正		
平成26年	1	消防庁と協議し、防災性能確保の方策の検討の開始				
	2	宮腰正美理事長死去	2	流通段階で防災性能基準を満たしていないカーテンの製造事業者等の公表及び自主回収を指示 自主回収対象となる事業者名、製品名等を公表		
	3	杉村哲也理事長死去			4	消費税率が8%に引き上げ
			5	防災薬剤として使用されてきたヘキサプロモシクロドデカン（以下「HBCD」）が化審法 第一種特定化学物質に指定され、10月からHBCDを使用した防災カーテン等の輸入が禁止		
			7	カーテンの原反の7品が自主回収になったことを踏まえ、防災カーテンの性能確保の方策を公表		
			7	「住宅防火・防災キャンペーン」（消防庁主催）の実施について（消防予第268号） * 防災品を含むキャンペーンの実施について		
			10	消防法施行令別表第一改正（政令第333号） * (6)項イの改正	9	御岳山噴火（死者・行方不明者63人）
平成27年	4	防災カーテンの「縫製品」と「原反」のトレーサビリティを確保するため、補助ラベル制度開始				
			5	簡易宿所に係る防火対策の更なる徹底について（消防予第201号） * 対策項目の中に寝具・布張家具に防災性能を有する製品の使用推進が含まれる	5	川崎市簡易宿舎火災（死者10人）
	6	丸山浩司氏（前全国知事会事務局次長）理事長就任				
			9	「住宅防火・防災キャンペーン」に関する情報提供について（消防庁事務連絡） * 防災品を含むキャンペーンの実施について		
平成28年					1	マイナンバー制度導入開始

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
			3	「民泊サービスを提供する場合の注意喚起リーフレット」を配布 (消防庁予防課：事務連絡)		
			6	「平成28年度住宅防火防災推進シンポジウム」の開催について(消防予第194号) *目的の中に防災品等の普及が含まれる	4	熊本地震(死者259人)
	8	消防庁告示(消防予第150号) *協会が導入予定の自動水洗い洗たく機及びドライクリーニング機が「同等以上の洗たく性能を有する方法」と認定	8	「住宅防火・防災キャンペーン」(消防庁主催)の実施について(消防予第241号) *防災品を含むキャンペーンの実施について		
	9	登録確認機関更新(第4回目)			12	新潟県糸魚川市の大火 (147棟約40,000㎡焼失)
平成29年	3	ISO 9001認証取り下げ *自主管理方式に移行 「品質管理本部設置規程」				
			5	「平成29年度住宅防火防災推進シンポジウム」の開催について(消防予第158号) *目的の中に防災品等の普及が含まれる		
			8	「住宅防火・防災キャンペーン」(消防庁主催)の実施について(消防予第236号) *防災品を含むキャンペーンの実施について		
平成30年	2	手数料規程の改正 (防災薬剤の試験料)			1	札幌市下宿火災(死者11人)
	4	防災製品関係規程・基準改定 防災製品「張替用布張家具等側地」の廃止 防災製品「布張家具等完成品側地」の追加	4	防災薬剤として使用されてきたデカブロモジフェニルエーテル(以下「DBDE」)が化審法 第一種特定化学物質に指定され、10月からDBDEを使用した難燃製品の輸入が禁止		
			7	新築の工事中の建築物の防火対策に係る注意喚起等について(消防予第487号)		
			8	「住宅防火・防災キャンペーン」(消防庁主催)の実施について(消防予第508号) *防災品を含むキャンペーンの実施について		

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
	10	防災製品関係規程・基準改定 防災製品「防火服B-II N型 及び防火服用高視認性素材」 の追加				
平成 31年					5	明仁天皇が退位され、徳 仁さまが即位、元号が令 和となる
令和 元年	6	鷲坂長美氏（前（株）日本緊 急通報サービス監査役）理事 長就任	7	「住宅防火・防災キャンペーン」（消 防庁主催）の実施について（消防予 第236号） * 防災品を含むキャンペーンの実施 について	7	京都市伏見区アニメーショ ンスタジオ火災（死者37 名）
	9	登録確認機関更新（第5回目）			10	消費税率が10%に引き上 げ
	9	カーテン経年変化モニター終 了			10	那覇市世界遺産「首里城」 全焼
			12	消防法施行令別表第一改正（政令第 183号） * (6)項ハ(4)の改正		
令和 2年	4	「品質管理本部設置規程」の 改正			1	中国武漢市で新型コロナ ウイルスが検出され、世 界的流行のきっかけとな る
	6	防災製品認定関係規程・基準 の一部改定	6	飛沫防止用のシートに係る火災予防 上の留意事項について（消防庁事務 連絡） * 難燃性又は不燃性のものの使用検 討等を依頼		
			7	世界遺産・国宝等における防火対策 5ヵ年計画等について（消防消第 263号・消防予第273号） * カーテン、じゅうたん等について 防災性能を有するものへの変更が 含まれる		
			7	飛沫防止用のシートに係る火災予防 上の留意事項について（消防庁事務 連絡） * 関係省庁に対し、感染拡大予防防 止ガイドラインに燃えにくい素材 の使用（防災製品等）について記 載するよう依頼		

年	月	協会に関する事項	月	防災の公的制度に関する事項	月	社会に関する事項
	10	防火衣等の消防隊員用個人装備に関する国際規格であるISO/TC94/SC14の国内審議団体を協会から一般社団法人日本消防服装・装備協会へ移管	9	飛沫防止用のシートに係るリーフレットの作成について（消防庁事務連絡） *消防庁が作成した火災予防リーフレット活用依頼（防災品の使用を推奨）		
令和3年	7	村上研一氏（前消防試験研究センター常務理事）理事長就任	8	「住宅防火・防災キャンペーン」の実施について（消防予第387号） *防災品を含むキャンペーンの実施について	7	夏季オリンピック東京大会開幕
	11	協会規程の改正（押印省略、協会宛申請書の簡素化）	8	「住宅防火いのちを守る10のポイント」の改正（消防庁事務連絡） 寝具等は防災品の使用を推奨	8	夏季パラリンピック東京大会開幕
			9	「防災表示者登録要綱」の一部改正（登録申請書等の押印の省略）	12	大阪市北区複合用途ビル「堂島北ビル」火災（死者25人）
令和4年	1	福島深理理事長死去			2	ロシアによるウクライナ侵攻
	3	規程の改正に伴い、協会のホームページの変更				
	4	手数料規程の改正（防災ラベル交付手数料）				
	9	登録確認機関更新（第6回目）				

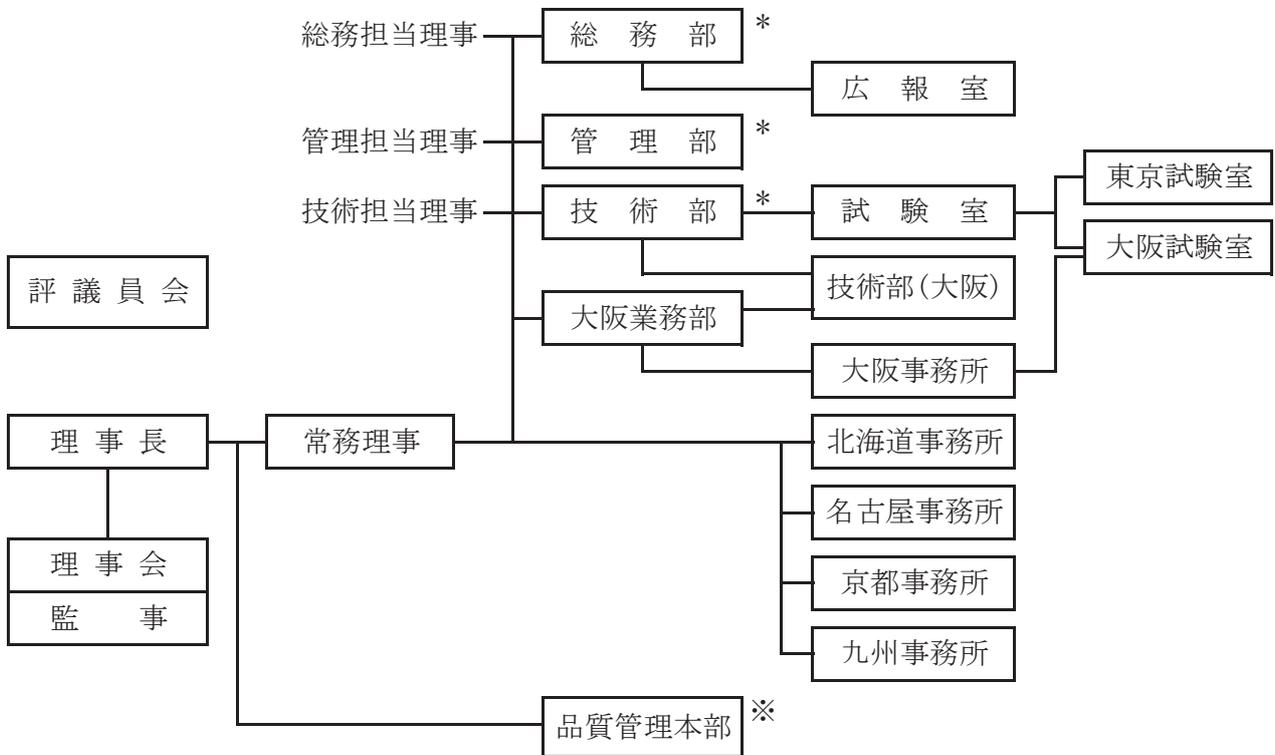
JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION

60th

資料

協会の組織等

組織図



*印は本部設置の部署

※印は協会業務の品質管理及び内部監査を統括する部署

本部長は理事長、本部長代理は常務理事、本部員には総務部長、技術部長、管理部長、試験室長、及び総務部次長を充てる

■委員会

予防広報委員会
 防災物品品質管理委員会
 防災製品認定委員会

■部会

カーテン等部会
 じゅうたん等部会
 整染部会
 重布染色加工部会
 合板部会
 二次加工部会
 広告幕部会
 寝具等部会
 布張家具等部会
 消防・防災用品部会
 防災薬剤部会

役員及び評議員一覧

令和4年9月1日現在

役職名	氏 名
理事長 (常 勤)	村 上 研 一
常務理事 (常 勤)	室 田 哲 男
理 事 (非常勤)	井 田 達 成
理 事 (非常勤)	岡 嶋 克 也
理 事 (非常勤)	小坂田 達 朗
理 事 (常 勤)	近 藤 昭 彦
理 事 (非常勤)	清 水 洋 文
理 事 (非常勤)	菅 原 進 一
理 事 (非常勤)	竹 下 皇 二
理 事 (常 勤)	仲 田 忠 司
理 事 (非常勤)	秦 好 子
理 事 (非常勤)	藤 岡 大 介
理 事 (非常勤)	丸 山 竜 一
理 事 (非常勤)	三 次 雅 子
理 事 (常 勤)	三歩一 真 彦
監 事 (非常勤)	熊 谷 道 夫
監 事 (非常勤)	山 田 庄 助

役職名	氏 名
評 議 員	伊 東 浩 平
評 議 員	植 田 光 治
評 議 員	加 藤 英 雄
評 議 員	金 井 利 行
評 議 員	神 谷 邦 雄
評 議 員	小 林 恭 一
評 議 員	杉 原 克
評 議 員	高 橋 秀 雄
評 議 員	竹 内 久 子
評 議 員	武 部 浩
評 議 員	田 原 績
評 議 員	中 山 範 彦
評 議 員	那 倉 勝 一
評 議 員	西 田 昌 史
評 議 員	長谷川 祐 子
評 議 員	福 田 岳 司
評 議 員	藤 井 実
評 議 員	藤 田 貢
評 議 員	増 子 富 美
評 議 員	光 岡 朗
評 議 員	村 瀬 典 久
評 議 員	吉 田 敏 治

歴代会長・理事長一覽

歴代会長

氏 名	会長就任期間	
	自	至
山 口 利 吉	昭. 37. 11. 21	昭. 48. 7. 25
岡 部 龍 平	昭. 48. 7. 26	昭. 52. 3. 22
味 岡 健 二	昭. 56. 3. 13	昭. 61. 9. 30

歴代理事長

氏 名	理事長就任期間	
	自	至
岡 部 龍 平	昭. 52. 3. 23	昭. 61. 5. 27
福 島 深	昭. 61. 10. 1	平. 4. 3. 31
宮 腰 正 美	平. 4. 4. 1	平. 10. 5. 22
次郎丸 誠 男	平. 10. 5. 23	平. 14. 4. 30
渡 邊 明	平. 14. 5. 1	平. 15. 2. 11
次郎丸 誠 男	平. 15. 2. 28	平. 15. 3. 31
木 下 英 敏	平. 15. 4. 1	平. 17. 7. 31
杉 村 哲 也	平. 17. 8. 1	平. 19. 5. 31
澤 井 安 勇	平. 19. 6. 1	平. 25. 10. 1
新 井 雄 治	平. 25. 10. 1	平. 27. 6. 22
丸 山 浩 司	平. 27. 6. 22	令. 1. 6. 26
鷺 坂 長 美	令. 1. 6. 26	令. 3. 6. 30
村 上 研 一	令. 3. 7. 1	現 在

業務内容

各部署の業務

品質管理本部の業務

防災品の品質管理等の徹底及び品質管理に関する業務の効率的な推進を図るため、協会内に品質管理本部を置いています。

品質管理本部の主な業務は以下の通りです。

- ・ 防災表示者等が行う品質管理の基準等の企画・立案
- ・ 抜取・試買（防災品として製造等された、又は市場に流通している防災品を防災性能の確認のために収集すること）の基本計画並びに不適合品が発生した場合の対応の企画・立案
- ・ 防災表示者等に対する定期・随時調査の基本計画並びに不適合事項に対する対応の企画・立案
- ・ 抜き取り・試買等に係る防災性能試験の実施の総合調整
- ・ 各部会の総合調整
- ・ 協会業務の品質管理
- ・ 内部監査

※ ISO 9001について

ISO 9001は、平成12年5月に（一財）日本品質保証機構（JQA）より1994年版の認証を取得し登録。以降毎年の定期審査ならびに3年に一度の更新審査を経て2000年版と2008年版の改訂に対応してきた。

平成27年9月に2015年版が発行され、切り替えについて検討した結果、「ISO 9001は導入から17年が経過し、当初の品質管理マネジメントの向上という目的は達成し、組織内に定着したと考えられることから、第三者認証取得の意義は薄れたと認識、平成29年度以降は、第三者認証の取得は行わず、自主管理方式に移行する」こととした。（平成29年3月の理事会報告済）

また、平成29年3月31日でのISO 9001の登録取下げに伴い、関連規程を見直し「品質管理本部設置規程（最終改正 R2.4.1）」にISO 9001の考え方を取り入れています。

総務部の業務

協会の健全な組織運営を図るため、庶務・広報等を担当しています。主な業務は以下の通りです。

①総務業務

- ・公益財団法人としての経営管理（事業計画、予算及び進捗管理、決算及び財務諸表、事業報告等）
- ・人事及び給与並びに組織管理
- ・法務
- ・購買管理
- ・（狭義の）総務業務（理事会・評議員会事務局、文書管理、協会会員に関する管理業務、表彰関係業務、執務環境整備等）
- ・内部監査事務局

②広報普及業務（広報室）

防災に関する知識等の理解を深め、防災品の普及促進を図るため防災講座を開催し、防災品を一般消費者等へ周知するために広報誌「防災ニュース」を発行するなど各種広報業務を行っています。

また、安心・安全な地域づくりに向けて防火・防災への理解を高め防災品の普及を促進するための広報活動を積極的に展開しています。

管理部の業務

防災物品及び防災製品（以下では併せて「防災品」と言います。）の品質向上と普及に努めることにより、火災予防の推進に寄与し、安心・安全な地域づくりに貢献するという当協会の理念、使命を果たすべく、管理部では以下の業務を行っています。

① 防災物品についての品質管理の審査と指導

防災物品の製造等を開始しようとする業者や既にそれらを製造しているが品質管理の体制や方法を変更しようとする業者について品質管理に関する審査と指導を行っています。

② 防災品ラベルの交付

防災品に付する防災品ラベルの交付等に係る業務を行っています。

③ 防災加工専門技術者の育成

防災加工専門技術者（防災物品の材料を製造又は防災対象物品もしくはその材料に防災性能を与えるための処理をする際に品質管理に当たる技術者）に必要な知識及び技能を修得していただくための「防災加工専門技術者講習会」を定期的で開催しています。また、この講習会の修了者に対して、防災に関する知識、技能等を定期的に更新していただくために、「再講習会」を開催しています。

④ 防災物品の品質管理

防災物品が所定の防災性能を維持していることを確認するために、抜取・試買による防災性能試験とその試験結果への対応、定期的な防災物品の製造工場等に対する品質管理状況に関する実地調査、指導などの業務を行っています。

⑤ 担当部会の運営に関すること

カーテン等部会、じゅうたん等部会、整染部会、重布染色加工部会、合板部会、及び二次加工部会の運営に関する業務を行っています。

技術部の業務

防災品関連事業者や一般消費者に対する協会の技術的な窓口として、防災品の試験・登録認定に関する書類の受付や、各種手続きに関するご相談や技術的な問合せへの対応など以下の業務を行っています。

① 防災製品についての品質管理の審査と指導

防災製品の製造等を開始しようとする業者や既にそれらを製造しているが品質管理の体制や方法を変更しようとする業者について品質管理に関する審査と指導を行っています。

② 防災品の試験依頼の受付等

防災品の防災性能確認や認定のための試験・審査の申請受付や各種登録とその登録内容の管理、防災品の品質管理のための試験の受付・結果の通知等を行っています。またこれらに関する各種相談窓口業務を行っています。

③ 防災製品認定委員会関連業務

防災製品認定委員会の事務局業務を行っています。またこれに関連して、防災に関する社会的ニーズの調査を行い、新規防災製品の開発、防災製品の試験基準の見直しなどについての検討作業、同委員会への提言等を行っています。

④ 防災製品の品質管理

防災製品が所定の防災性能を維持していることを確認するために、抜取・試買による防災性能試験とその試験結果への対応、定期的な防災製品の製造工場等に対する品質管理状況に関する実地調査、指導などの業務を行っています。

⑤ その他企画、調査、情報交換等

防災に関連する国際規格の調査・研究や国内外との技術面での情報交換や分析、それらに関する企画・調査業務などを行っています。また防災に関する技術的な問合せへの対応業務などを併せて行っています。

⑥ 担当部会の運営に関すること

広告幕部会、寝具等部会、布張家具等部会、消防・防災用品部会及び防災薬剤部会の運営に関する業務を行っています。

試験室の業務

身の回りにあるカーテン、じゅうたん等、寝具類、衣服類等の繊維製品等は燃えにくくすることにより、火災や火災による死傷者の低減につながります。この燃えにくい性能があることを確認するための試験業務を行っているのが試験室です。試験室は、東京と大阪にそれぞれあります。東京では、防災物品対象品や防災製品認定対象品の他、当協会が扱う製品すべての試験業務を、大阪では主に防災物品対象品の試験業務を実施しています。

①防災性能の確認試験

防災品について、防災性能確認や認定のための試験、各業者等における品質管理のための試験、抜取・試買試験を行っています。

②その他関連業務

上記①の試験以外の防災性能試験や試験研究も行っています。また業者等からの防災性能試験に関するご相談にも対応しています。

試験室で試験業務等に使用している主な試験用装置類には次のものがあります。

- 水洗い洗濯機（自動、手動）
- ドライクリーニング装置
- 恒温水槽
- 恒温乾燥機
- デシケーター
- 消防法45°燃焼試験装置
- 鉛直法燃焼試験装置
- 布張家具用燃焼試験装置
- 酸素指数式燃焼試験装置

登録確認機関としての業務

当協会は消防法施行規則第4条の5第1項に規定する登録確認機関として消防庁長官の登録を受け防災対象物品又はその材料が法定の防災性能を有していることを確認する業務を行っております。

具体的には、防災性能確認の申請受付により試験を行い（技術部の業務②、試験室の業務①）、また、品質管理に関する審査を実施し（管理部の業務①）、これらの結果に基づき防災性能の確認（又は不適合の確認）を行っております。

また、防災性能が確認された防災物品については、各業者からの依頼により品質管理のための試験を実施する（試験室の業務①）ほか、抜取・試買品試験及び品質管理状況に関する実地調査などにより（管理部の業務④、試験室の業務①）、法定の防災性能が継続的に維持されていることを確認し、もしこれらについて問題点が認められれば必要な指導・措置等を実施しております。

なお、登録確認機関としての登録は、3年ごとに更新を受けることとなっており、令和4年9月に6回目の更新手続きを行っております。

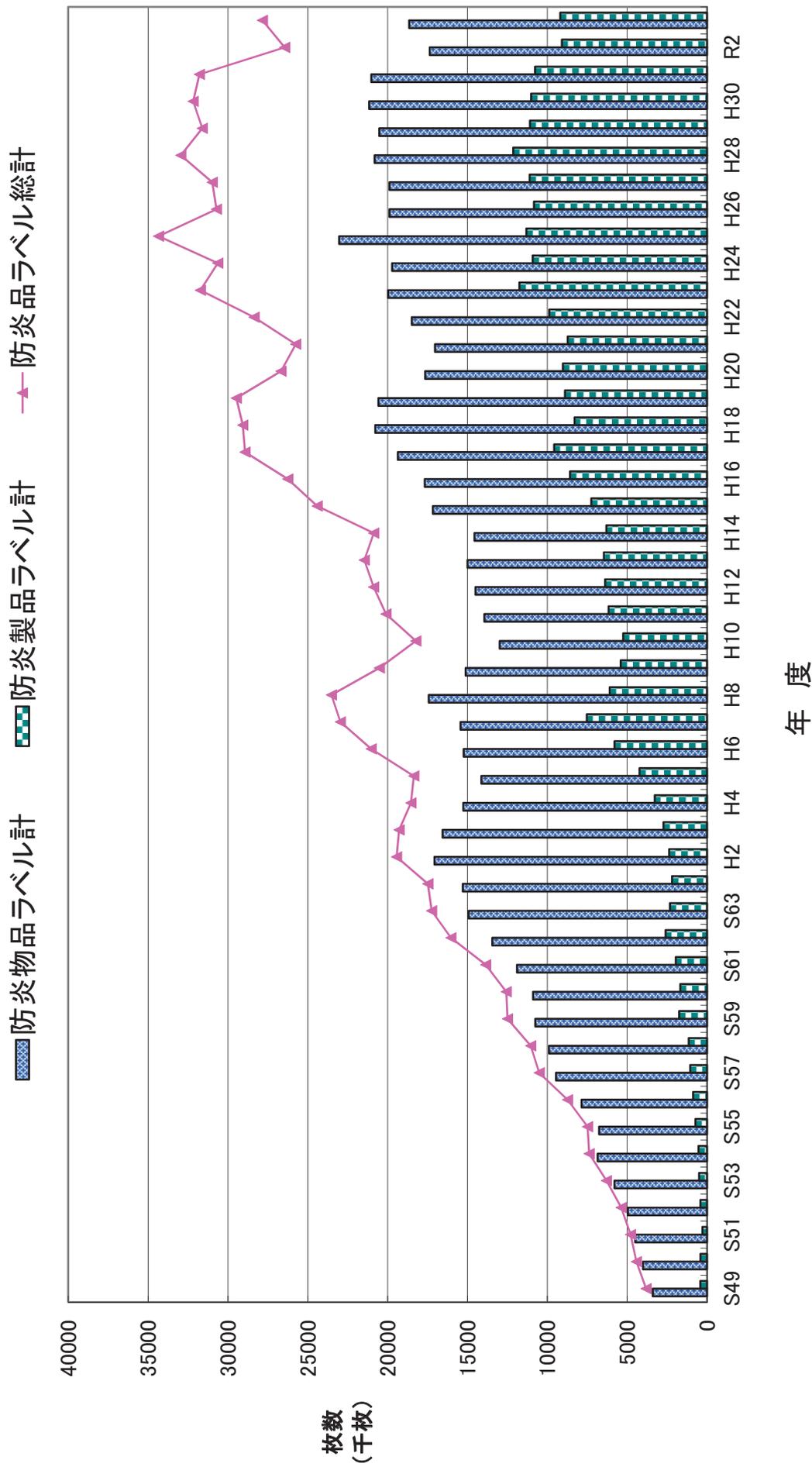
各事務所の業務及び担当区域

日本防災協会には本部及び試験室以外に5か所に事務所があり、その主な担当業務はそれぞれの担当区域における以下の業務です。

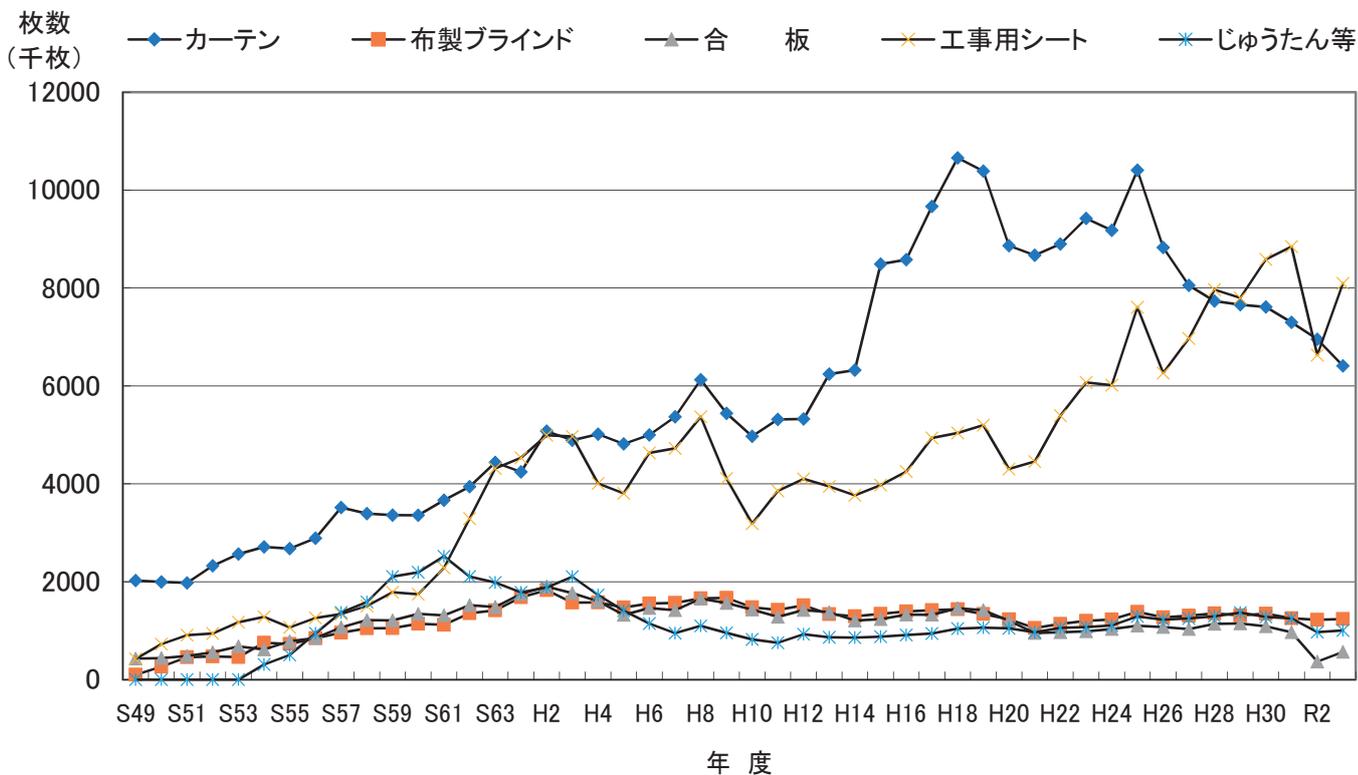
- ・ 防災物品の登録表示者（新規申請者を含む）及び防災製品の認定事業者（新規申請者を含む）の品質管理に関する審査と指導及び定期・随時調査の実施に関すること
- ・ 防災品ラベル等の交付に関すること
- ・ 防災品の抜取試買品収集及びその試験結果についての各登録表示者・認定事業者の品質管理状況の調査・指導に関すること
- ・ 防災品の広報普及に関すること（防災講座講師、各種展示会出展等）
- ・ 関連業界・関係団体等との意見交換・情報収集、防災に関する相談・問合せ対応に関すること

事務所の名称及び所在地	確認申請受付の担当区域
北海道事務所 (〒060-0031) 北海道札幌市中央区北一条東1-4-1 (サン経成ビル 5階) 電話 (011) 222-3928 FAX (011) 232-2545	北海道
名古屋事務所 (〒460-0015) 愛知県名古屋市中区大井町3-15 (日重ビル 3階) 電話 (052) 321-4344 FAX (052) 321-4343	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
京都事務所 (〒600-8177) 京都府京都市下京区烏丸通五条下ル 大坂町391 (第10長谷ビル 9階) 電話 (075) 353-4675 FAX (075) 353-4676	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、奈良県
大阪事務所 (〒540-0011) 大阪府大阪市中央区農人橋2-1-30 (谷町八木ビル 1階) 電話 (06) 6947-8844 FAX (06) 6947-8846	大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州事務所 (〒810-0802) 福岡県福岡市博多区中洲中島町3-10 (福岡県消防会館 5階) 電話 (092) 271-4525 FAX (092) 284-6350	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
本部 (〒103-0022) 東京都中央区日本橋室町4-1-5 (共同ビル 9階) 電話 (03) 3246-1661 FAX (03) 3271-1692	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

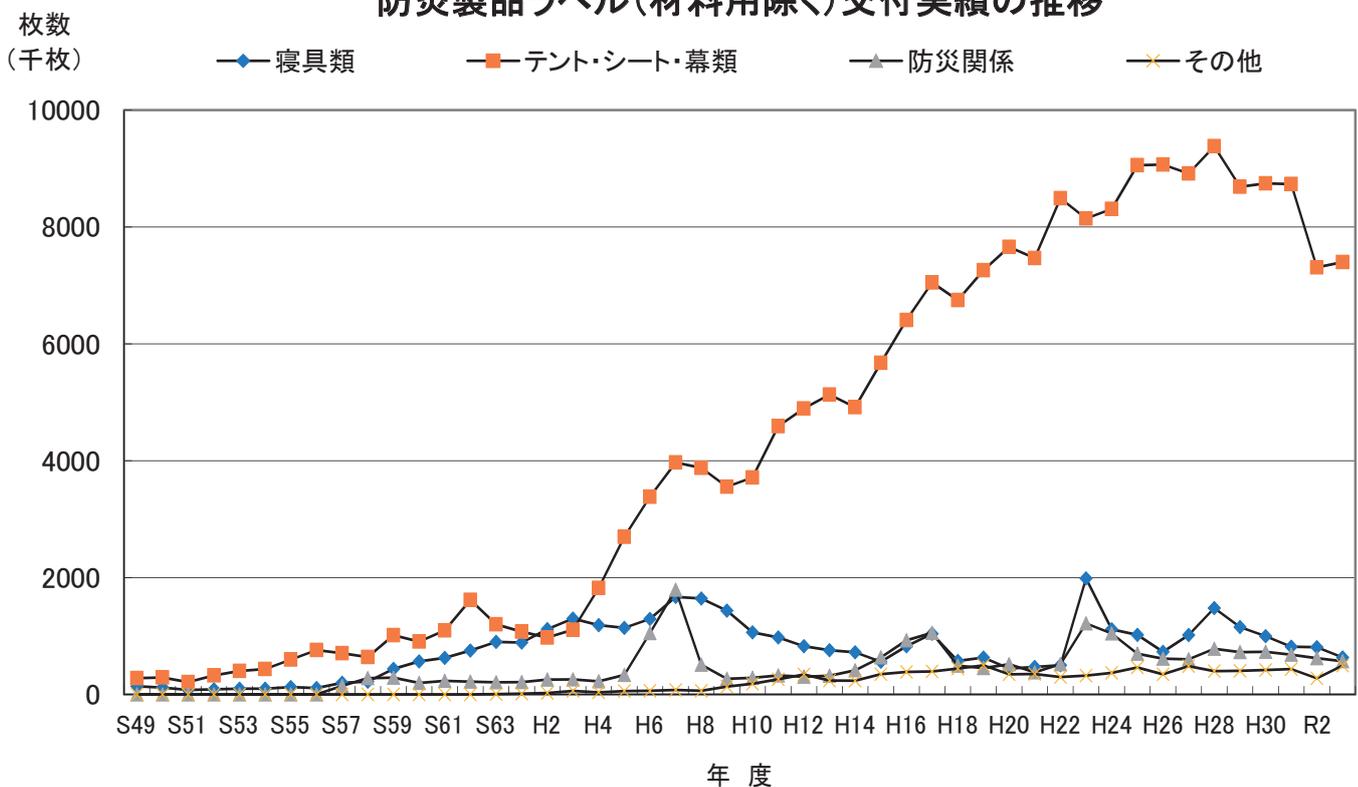
防災品ラベル交付実績の推移



防災物品ラベル(材料用除く)交付実績の推移



防災製品ラベル(材料用除く)交付実績の推移



防災品ラベル一覧

防災ラベルの様式

防災物品の種類		材料ラベルの様式		物品ラベルの様式		
1.カーテン 暗幕	水洗い洗濯及びドライクリーニングについての基準に適合するもの	 <small>消防庁登録者番号</small> 防 災 <small>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</small> <small>試験番号</small>		 <small>消防庁登録者番号</small> 防 災 <small>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</small>		(イ)縫付
	水洗い洗濯についての基準に適合するもの	 <small>消防庁登録者番号</small> 防 災 <small>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</small> <small>※洗い可、ドライクリーニングをした場合は要防火処理</small> <small>試験番号</small>		 <small>消防庁登録者番号</small> 防 災 <small>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</small> <small>※洗い可、ドライクリーニングをした場合は要防火処理</small>		(ロ)縫付
	ドライクリーニングについての基準に適合するもの	 <small>消防庁登録者番号</small> 防 災 <small>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</small> <small>※ドライクリーニング可、水洗いをした場合は要防火処理</small> <small>試験番号</small>		 <small>消防庁登録者番号</small> 防 災 <small>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</small> <small>※ドライクリーニング可、水洗いをした場合は要防火処理</small>		(ハ)縫付
	洗濯後は再防災処理の必要があるもの	 <small>消防庁登録者番号</small> 防 災 <small>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</small> <small>※洗濯をした場合は要防火処理</small> <small>試験番号</small>		 <small>消防庁登録者番号</small> 防 災 <small>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</small> <small>※洗濯をした場合は要防火処理</small>		(ニ)ちよう付
	洗濯後再防災処理したもの	 <small>消防庁登録者番号</small> 防 災 <small>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</small> <small>※洗濯をした場合は要防火処理</small> <small>処理 年 月</small>		 <small>消防庁登録者番号</small> 防 災 <small>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</small> <small>※洗濯をした場合は要防火処理</small> <small>[PET100%] 処理 年 月</small>		(ホ)ちよう付
2.どん帳 舞台幕				 <small>消防庁登録者番号</small> 防 災 <small>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</small> <small>処理 年 月</small>		ちよう付

※カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等には住宅用防災機器等推奨対象商品に係る住宅防火安心マーク付ラベルもあります。

防災物品の種類	材料ラベルの様式	物品ラベルの様式
3.布製ブラインド	 <p>消防庁登録者番号</p> <p>防火</p> <p>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</p> <p>試験番号</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ちよう付</p>	 <p>消防庁登録者番号</p> <p>防火</p> <p>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ちよう付又は 縫付</p>
4.工事用シート		 <p>消防庁登録者番号</p> <p>縫付 防火</p> <p>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">縫付</p>
5.合板 (展示用及び舞台の大道具)		 <p>消防庁登録者番号</p> <p>溶着 又は 縫付 防火</p> <p>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">溶着又は縫付</p>
6.じゅうたん等	 <p>消防庁登録者番号</p> <p>防火</p> <p>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</p> <p>試験番号</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">下げ札又はちよう付</p>	 <p>消防庁登録者番号</p> <p>防○炎</p> <p>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">釘打ち又はピン止め (施工)</p>
		 <p>消防庁登録者番号</p> <p>防火</p> <p>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(裁断縫製物) ちよう付又は縫付</p>
		 <p>消防庁登録者番号</p> <p>防火</p> <p>登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(裁断縫製物) ちよう付又は縫付</p>
防災薬剤		 <p>試験番号 会員番号</p> <p>防火薬剤</p> <p>公益財団法人 日本防災協会</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ちよう付</p>

防災製品ラベルの様式

区分	表示方法	様式	寝具類		テント・幕類		ボディカバー等の自動車・オートバイ		非持出常袋		防災頭巾等		
			側地	完成品側地	ふとん類	毛布類	屋外・屋内	屋内	布地	完成品	布地	完成品	側地
材料(原反等)	(e) 下げ札		●	●		●	●	●		●		●	●
	(f) ちよう付												
完成品(縫製品等)	(a) 縫付			●	●	●	●		●		●		
	(b) 縫付			●	●	●							
	(s) 縫付			●									
	(c) ちよう付						●			●			
	(d) ちよう付							●					
	(ミニ)(d) ちよう付	寸法は (d) ラベルの $\frac{1}{4}$						●					
	(透明) ちよう付												
	(防護用ネット) 縫付												
	(防火服) 縫付												
(活動服) 縫付													

※1 寝具類、衣服類には住宅用防災機器等推奨対象商品に係る住宅防火安心マーク付ラベルもあります。

審査数の推移

防災表示者登録に伴う確認審査件数

業種 \ 年度	製造業	防災処理業	輸入販売業	裁断・施工・縫製業	合計
平成24年度	25	21	35	218	299
平成25年度	32	10	33	267	342
平成26年度	27	6	38	292	363
平成27年度	28	11	45	288	372
平成28年度	36	11	38	290	375
平成29年度	23	16	35	280	354
平成30年度	35	8	40	284	367
令和元年度	23	5	38	303	369
令和2年度	34	3	47	384	468
令和3年度	20	3	31	399	453

上記件数には品質管理体制の変更等による審査件数を含む

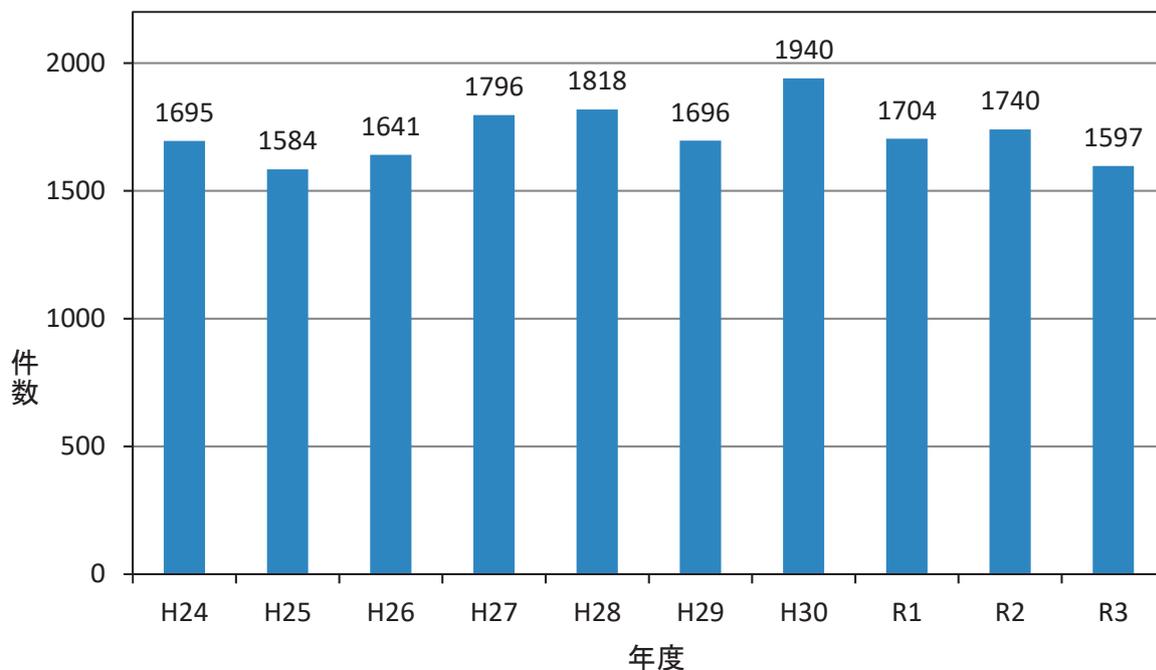
年度末 登録表示者数（協会確認審査者）

業種 \ 年度	製造業	防災処理業	輸入販売業	裁断・施工・縫製業	合計
平成24年度	545	996	712	30,453	32,706
平成25年度	548	889	735	30,685	32,857
平成26年度	551	878	759	30,913	33,101
平成27年度	552	875	792	31,147	33,366
平成28年度	565	874	820	31,373	33,632
平成29年度	573	875	841	31,586	33,875
平成30年度	585	875	869	31,827	34,156
令和元年度	591	871	896	32,085	34,443
令和2年度	599	868	930	32,348	34,745
令和3年度	607	869	949	32,698	35,123

防災物品等登録件数の種類別・年度別推移

年 度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	有効登録 件数 R4.3.31 現在
A	カーテン*	843	831	802	879	898	749	898	749	757	593	7968
B	布製ブラインド	155	126	105	189	114	124	114	136	131	127	1483
C	工事用シート	67	79	83	91	78	71	76	61	56	68	737
D	合板	14	6	13	6	11	6	8	17	17	7	174
E	じゅうたん等	614	539	637	631	716	741	843	740	779	796	7809
F	防災薬剤	2	3	1	0	1	5	1	1	0	6	52
計		1695	1584	1641	1796	1818	1696	1940	1704	1740	1597	18223

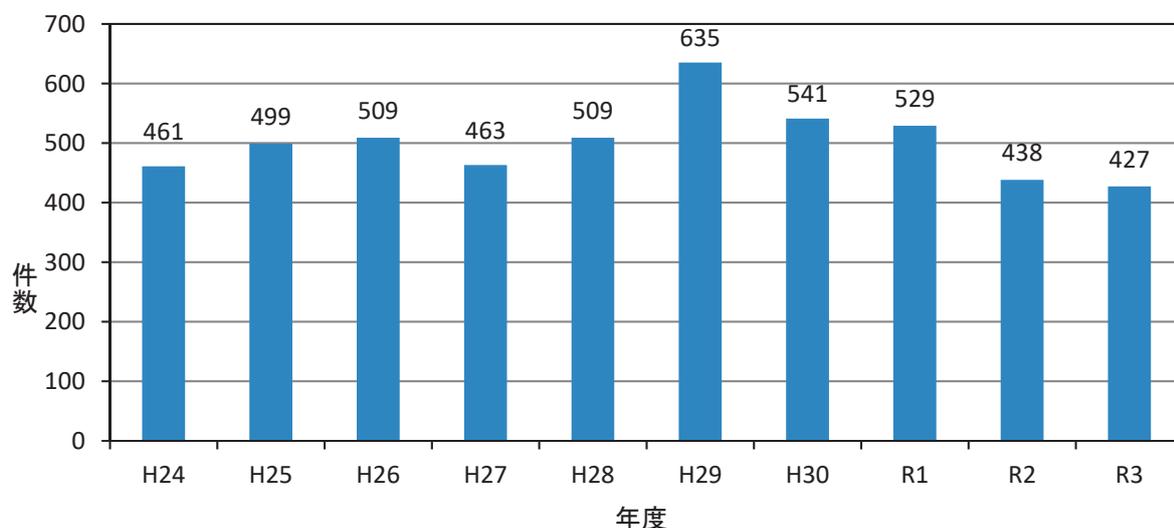
* カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む



防災製品認定件数の種類別・年度別推移

種 類	年 度										有効認定 件数 R4.3.31 現在	
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
A&AA	寝具用側地	7	7	6	12	6	12	1	3	4	2	71
C&CC	ふとん類	26	19	18	11	24	47	24	11	16	9	236
D&DD	毛布類	34	29	13	15	22	28	15	8	3	3	160
E	木製等ブラインド	4	3	5	9	1	4	0	3	0	4	37
F	テント類、シート類、幕類	240	354	337	341	343	460	405	423	324	346	3431
G	非常持出袋	12	5	1	0	2	5	0	0	4	1	42
HH	防災頭巾等	18	4	14	8	9	3	8	3	13	2	66
HA	防災頭巾等側地	5	4	3	3	1	1	1	1	2	2	25
HB	防災頭巾等詰物類	1	1	4	2	0	1	4	2	0	0	17
J	災害用間仕切り等	2	3	4	4	4	2	1	0	0	3	14
K	衣服類	9	4	6	2	7	3	0	1	4	1	46
L	布張家具等	28	9	13	10	20	8	5	0	0	0	39
P&PA	布張家具等側地*	6	6	8	6	6	10	20	6	10	3	93
R	自動車・オートバイ等のボディカバー	0	0	2	0	6	4	2	0	1	1	14
S	ローパーティションパネル	23	11	37	7	10	8	3	9	12	11	122
T	襖紙・障子紙など	0	0	3	0	1	3	0	0	1	7	28
U	展示用パネル	23	15	11	9	12	14	13	35	20	14	164
V	祭壇	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	5
W	祭壇用白布	4	1	3	0	0	0	0	0	0	1	6
X	マット類	3	3	4	6	6	7	8	7	5	7	47
Y	防護用ネット	7	8	14	16	12	8	27	12	16	10	180
Z	防火服	4	6	1	1	6	4	3	4	1	0	31
ZA	防火服表地	0	0	0	0	3	1	0	0	1	0	9
ZB	防火服用高視認性素材								0	0	0	0
ZK	活動服	0	3	1	0	4	2	1	0	1	0	15
ZS	作業服	4	3	0	0	4	0	0	1	0	0	12
計		461	499	509	463	509	635	541	529	438	427	4910

* 布張家具等側地は H30.4.1～ 布張家具等完成品側地を追加、張替用布張家具等側地を廃止

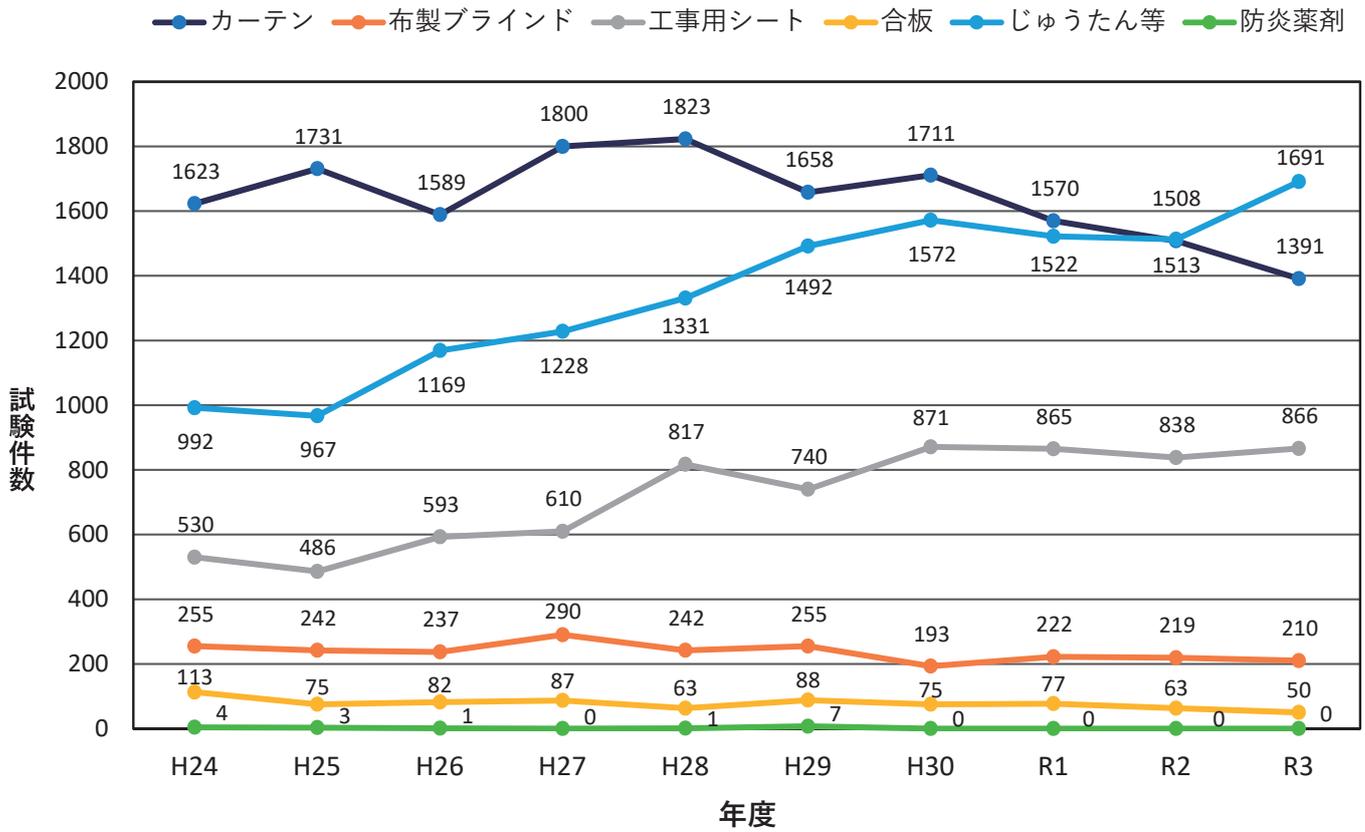


試験件数の推移

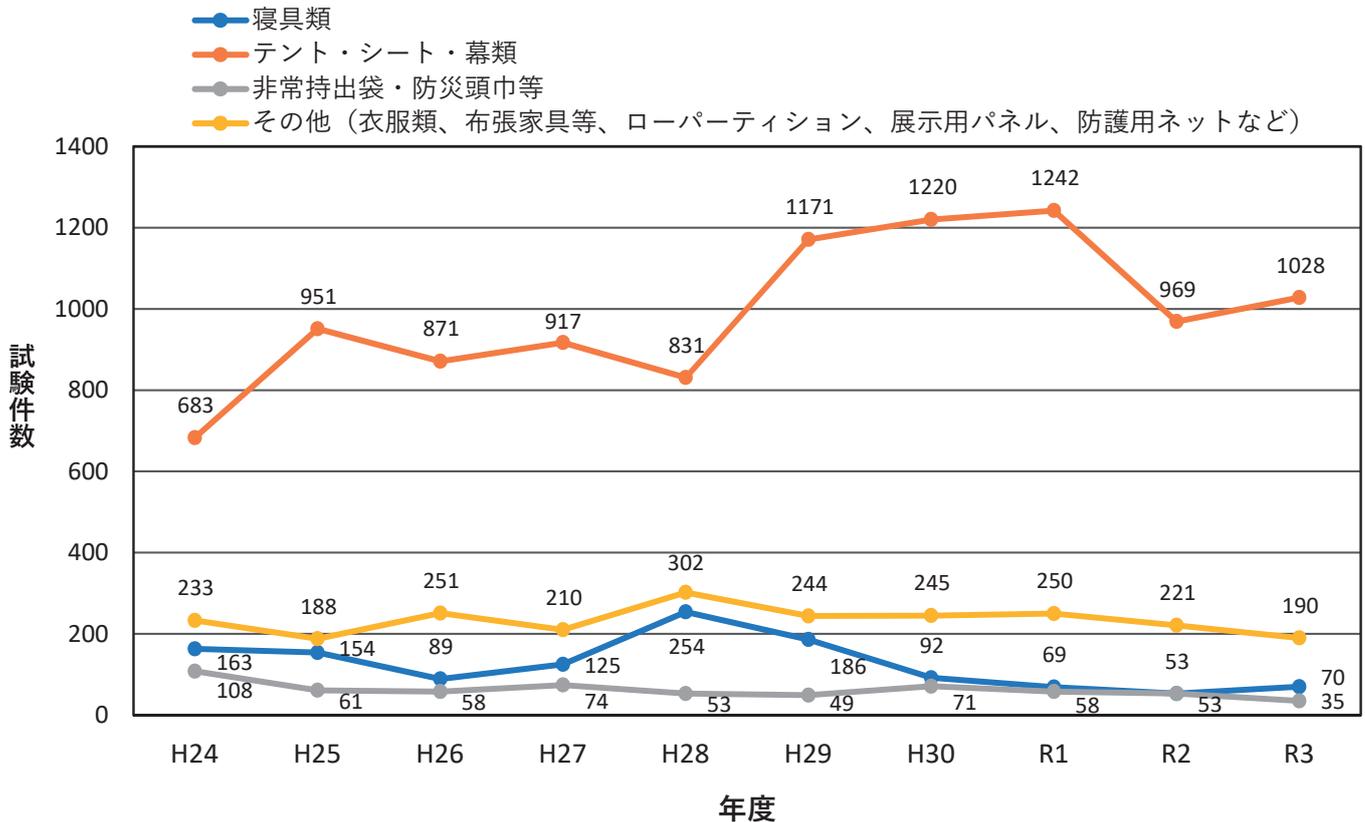
防災物品等、防災製品の試験実施件数の推移



防災物品等の試験実施件数の推移



防災製品の試験実施件数の推移



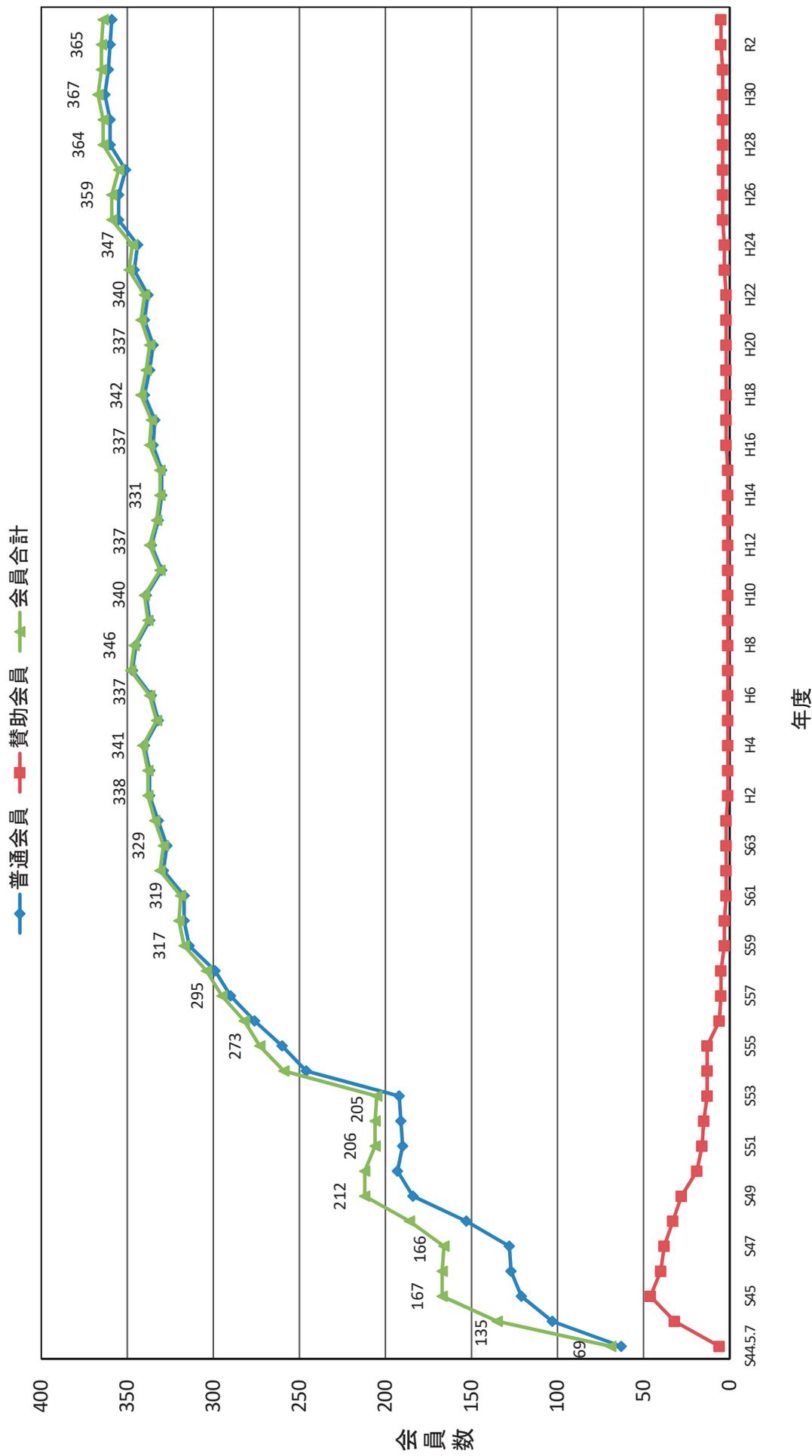
防災講座件数の推移



※1 専門とは、消防職員に対する講座をいう

※2 一般とは、消防団員、一般市民、企業従事者等に対する講座をいう

会員数の推移



注：各年度末の会員数を表示
令和3年度末会員数 364

褒章・表彰受賞者名簿（防災関係）

（平成25年度～令和3年度）

注：協会「50年のあゆみ」発行後の受賞者を記載

黄綬褒章

防災関係者の黄綬褒章は、永年にわたり消防機器の研究開発及び製造販売業務や消防設備保守業務等（注）に精励するとともに、業界の発展に大きく貢献された方に贈られています。

近年では、令和2年、3年、4年の春に各1名が受賞されています。

（注） 防災品は、上記「消防設備保守業務等」の中に位置づけられている。

受賞年	氏名	所属事業所・役職名
令和2年春	金井利行	カナイ整染株式会社 代表取締役 社長
令和3年春	小河原光明	セリアート株式会社 代表取締役 社長
令和4年春	山本孝雄	株式会社リバコトレーディング 代表取締役社長

消防庁長官表彰

長官表彰は、満年齢50歳以上で、①消防機器等の開発に20年以上従事し、開発、製造、販売及び普及に貢献し他の模範となる者、②消防機器等の開発に10年以上従事し、消防機器等に係る工業会の業務推進・拡充に功績があった者、③消防機器等の開発等に従事し、関係工業会等の発展と業務推進、充実強化をリードした者、④消防機器等の開発及び関係工業会等の発展と業務推進に尽力された方に贈られています。

平成25年度消防関係業界功労者表彰

氏名	所属事業所・役職名
井上吉史	井上スダレ株式会社 専務取締役
大縄雅義	株式会社三雅商会 代表取締役
菅保一	丸菱油化工業株式会社 研究本部 副本部長
山本孝雄	株式会社リバコトレーディング 代表取締役社長

平成26年度消防関係業界功労者表彰

氏名	所属事業所・役職名
池崎博之	日本絨氈株式会社 代表取締役社長
加藤伸治	株式会社ハズコウ 代表取締役
野々宮充造	株式会社ファブリックス野々宮 相談役
松本巖夫	株式会社松本日光舎 取締役会長

平成27年度消防関係業界功労者表彰

氏名	所属事業所・役職名
田中信幸	ピーティ クラボウ マヌンガル テキスタイル インダストリーズ 営業部長
永田晴久	日本室内装飾事業協同組合連合会 内装士・教育資格委員会委員
松本克己	株式会社リバコトレーディング パブリック事業部参与

平成28年度消防関係業界功労者表彰

氏 名	所属事業所・役職名
地石正義	福井カーテンレース産業協同組合 工場長
平良清治	全国防災加工振興会 副会長
堀木俊男	アビオン株式会社 代表取締役
水越隆司	ベニクス株式会社 会長

平成29年度消防関係業界功労者表彰

氏 名	所属事業所・役職名
稲垣京祐	株式会社稲垣商会 代表取締役
川合泰三	株式会社サニクリーン 専務取締役
澤村温也	MOLZA 株式会社 代表取締役社長
田原 績	株式会社田原屋 代表取締役

平成30年度消防関係業界功労者表彰

氏 名	所属事業所・役職名
池田 努	西川産業株式会社 品質管理室兼お客様相談室シニアエキスパート
岩野 彰	株式会社岩野商会 代表取締役社長
内田和彦	株式会社オカムラ マーケティング本部オフィス製品部 ICT ファニチュアグループ
鎌田昌宏	モリリン株式会社 産業資材グループ 理事 統括部長

令和元年度消防関係業界功労者表彰

氏 名	所属事業所・役職名
小林寿太郎	小林防火服株式会社 代表取締役社長
高木重光	株式会社チサト 代表取締役
中村秀信	株式会社ニッセイ 会長
細野呼攸	岩手県室内装飾事業協同組合 理事長

令和2年度消防関係業界功労者表彰

氏名	所属事業所・役職名
小 笹 和 人	株式会社川島織物セルコン 品質統括部 品質保証グループ グループリーダー
久保田 清	日本室内装飾事業協同組合連合会 副理事長
武 井 秀 夫	日本クリーナーズ防炎協会 会長
山 下 吉 春	山一株式会社 常務取締役 繊維事業部長

令和3年度消防関係業界功労者表彰

氏名	所属事業所・役職名
白 木 英 明	コーテック株式会社 執行役員 生産部長
関 山 豊 光	日本室内装飾事業協同組合連合会 副理事長
那 倉 勝 一	日本防炎処理工業会 会長
平 出 喜 照	合板技研株式会社 代表取締役

(一社) 全国消防機器協会会長表彰

会長表彰は、満年齢30歳以上で企業・団体等に10年以上在職し、①消防機器等に関する発明や技術の向上、普及に貢献し、他の模範となる者、②近代化又は合理化に努め、他の模範となる者、③協会又は正会員団体の業務推進・拡充に功績が顕著である者に贈られています。

平成25年度消防機器等関係者表彰

氏 名	所属事業所・役職名
稲垣 京 祐	株式会社稲垣商会 代表取締役社長
岩本 基 照	株式会社新日本プロセス広芸社 常務取締役
川合 泰 三	株式会社サニクリーン 常務取締役
岸 英 雄	岸工業株式会社 代表取締役社長
地石 正 義	福井カーテンレース産業協同組合 工場長
平良 清 治	全国防災加工振興会 副会長
松本 克 己	株式会社リバコトレーディング パブリックグループ参与

平成26年度消防機器等関係者表彰

氏 名	所属事業所・役職名
澤村 温 也	モルザ株式会社 代表取締役社長
最川 治 久	株式会社モガワ 代表取締役会長
大塚 慶 二	ハイランドテクノ株式会社 顧問
平出 喜 照	合板技研株式会社 代表取締役社長
高橋 雅 信	日本毛織株式会社 衣料繊維事業本部 技術部 主席
白井 利 明	日本室内装飾事業協同組合連合会 監事
高木 重 光	株式会社チサト 代表取締役

平成27年度消防機器等関係者表彰

氏名	所属事業所・役職名
三浦 岳	株式会社カネカ カネカロン事業部 技術統括部（開発）担当課長
中村 秀信	株式会社ニッセイ 代表取締役
田原 績	株式会社田原屋 代表取締役
内田 和彦	株式会社岡村製作所マーケティング本部 ソリューション戦略部 販促企画室 参事
細野 呼攸	日本室内装飾事業協同組合連合会 防災・施工管理委員会委員
菅原 通明	三福商事株式会社 代表取締役社長
原田 工	全国防災加工振興会 監事

平成28年度消防機器等関係者表彰

氏名	所属事業所・役職名
白木 英明	コーテック株式会社 取締役技術開発部長
池田 努	西川産業株式会社 品質管理室長兼お客様相談室長
小林 寿太郎	小林防火服株式会社 代表取締役
久保田 清	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 内装士・教育資格委員会委員長
岩野 彰	日本建設インテリア事業協同組合連合会 副会長
矢内 雅造	アラデン株式会社 代表取締役

平成29年度消防機器等関係者表彰

氏名	所属事業所・役職名
鎌田 昌宏	モリリン株式会社 産業資材グループ理事 統括部長
水越 隆之	ベニクス株式会社 代表取締役社長
南 耕一	丸菱油化工業株式会社 執行役員 営業副本部長
関山 豊光	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 九州ブロック会会長
片山 秀二郎	大一帆布株式会社 代表取締役社長
鎌田 厚司	日本クリーナーズ防災協会 副理事長
那倉 勝一	日本防災処理工業会 会長

平成30年度消防機器等関係者表彰

氏 名	所属事業所・役職名
小 笹 和 人	株式会社川島織物セルコン 商品本部 品質保証部 品質保証グループ グループリーダー
宮 崎 幸 俊	入間川ゴム株式会社 取締役 品質保証部長
山 下 吉 春	山一株式会社 常務取締役 繊維事業部長
辻 上 勇 生	大塚工芸株式会社 取締役 営業課長
井 口 靖 久	株式会社イトーキ 品質保証本部品質企画室 QMS 推進係長
樋 浦 進	新潟県室内装飾事業協同組合 理事長
大八木 博	全国防災加工振興会 副会長

令和元年度消防機器等関係者表彰

氏 名	所属事業所・役職名
田 島 幸 弘	株式会社ニチベイ 生産本部 生産技術部 専任部長
松 尾 千 洋	小松マテーレ株式会社 取締役 生産・技術開発本部長
大 島 顕 道	パレックス株式会社 代表取締役会長
細 野 哲 雄	アサヒ建材株式会社 代表取締役社長
小 林 克 己	青森県室内装飾事業協同組合 理事長
宮 本 外 次	石川県インテリア事業協同組合 理事長
菊 池 一 成	宮城県室内装飾事業協同組合 理事長
武 井 秀 夫	日本クリーナーズ防災協会 理事長

令和2年度消防機器等関係者表彰

氏 名	所属事業所・役職名
山 中 尚 哉	株式会社スミノエ コントラクト事業部 商品部
神 谷 邦 雄	キョーワ株式会社 代表取締役社長
八 木 法 明	ファシル株式会社 代表取締役
古 野 訓 章	山口県室内装飾事業協同組合 理事長
中 村 政 徳	愛媛県室内装飾事業協同組合 理事長
鈴 木 英 治	愛知県室内装飾事業協同組合 理事長
間 瀬 保 英	種田シート工業株式会社 代表取締役

令和3年度消防機器等関係者表彰

氏名	所属事業所・役職名
榑原 浩高	サンローズ株式会社 代表取締役社長
吉良 雅敏	株式会社丸昌 管理本部 生産管理課 チーフ
藤原 清和	ドリームベッド株式会社 生産本部 生産技術部 参与
熊本 卓司	株式会社ポップジャパン 代表取締役社長
野口 久栄	秋田県室内装飾事業協同組合 理事長
櫻井 彰一	山梨県室内装飾事業協同組合 理事長
渡邊 弘一	神奈川県室内装飾事業協同組合 理事長
松原 達也	キングラン・メディケア株式会社 代表取締役社長

(公財) 日本防災協会理事長表彰

理事長表彰は、防災物品・防災製品・防災薬剤の普及又は品質管理業務の推進等に尽力された方の功績に報いるため、平成11年から①普及指導で特に功労がある②品質管理が優秀で他の模範となる③防災品等の開発で特に功労がある団体、事業者、個人に贈られています。

平成25年度防災関係業界功労者表彰

部会・団体名	氏名	所属事業所・役職名
カーテン等部会	金子 豊	株式会社カネトモ 代表取締役社長
	植田 和彦	植田蚊帳株式会社 代表取締役社長
整染部会	尾張整染株式会社	
	岡森礼司郎	サンケミカル株式会社 代表取締役社長
重布染色加工部会	大島 顕道	パレックス株式会社 取締役
合板部会	宇佐美 孝	宇佐美合板株式会社 代表取締役社長
寝具等部会	渋谷 深	株式会社カネカ カネカロン事業部 カネカロン研究グループ主任
布張家具等部会	井口 靖久	株式会社イトーキ生産本部 品質保証統括部 品質企画課
広告幕部会	有限会社アサノスクリーン	
	太田 匡彦	株式会社太田旗店 代表取締役専務
消防・防災用品部会	前田 昭夫	帝国繊維株式会社 繊維営業部部長
日本テントシート工業 組合連合会	國安 哲夫	長野県テントシート装飾工業組合理事長
		大東美装株式会社 代表取締役社長
日本建設インテリア事業 協同組合連合会	中崎 剛辰	日本建設インテリア事業協同組合連合会 副会長
		晶工業株式会社 代表取締役社長
全国防災加工振興会	四津谷優伸	全国防災加工振興会 理事 株式会社よつやドライクリーニング商会 代表取締役社長
日本防災処理工業会	諸橋 良司	日本防災処理工業会 副会長 常陽工業株式会社 品質管理課長
日本クリーナーズ防災 協会	武井 秀夫	日本クリーナーズ防災協会 副理事長 東京ホールセール株式会社 代表取締役社長
日本室内装飾事業 協同組合連合会	村上 達雄	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 静岡県インテリア事業協同組合 理事長
	上田 観一	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 熊本県室内装飾事業協同組合 理事長
	椎原 孝二	日本室内装飾事業協同組合連合会 情報委員会委員 鹿児島県室内装飾事業協同組合 理事長
	市野 敬寛	日本室内装飾事業協同組合連合会 愛知県室内装飾事業協同組合 理事 愛知県室内装飾事業協同組合 防災防火委員長

平成26年度防災関係業界功労者表彰

部会・団体名	氏名	所属事業所・役職名
カーテン等部会	作田 光浩	東洋紡 STC 株式会社 技術開発調達統括部 技術開発部長
	森 裕一	ミエ産業株式会社 代表取締役
整染部会	三原 聡	三原染工株式会社 代表取締役社長
じゅうたん等部会	倉橋 陽一	クリーンテックス・ジャパン株式会社 品質管理部 課長
重布染色加工部会	佐藤 一	株式会社佐藤ケミカル 代表取締役社長
合板部会	田畑 透	有限会社パンドム 代表取締役
寝具等部会	石井 徹男	ニッケ商事株式会社 代表取締役社長
布張家具等部会	泉 利治	株式会社ライオン事務器 商品本部 商品企画開発部 課長
広告幕部会	杉田 貢一	東京ネオプリント株式会社 常務取締役
	川勝 賢由	株式会社 SAKAE 代表取締役
消防・防災用品部会	野中 道弘	株式会社大明企画 代表取締役社長
日本テントシート工業 組合連合会	兵頭 一將	株式会社サンワ企業 代表取締役社長
日本建設インテリア事業 協同組合連合会	横山 昌弘	日本建設インテリア事業協同組合連合会 副会長 株式会社奈良屋 代表取締役社長
全国防災加工振興会	田中 透	全国防災加工振興会 理事 株式会社みすずクリーニング商会 代表取締役
日本防災処理工業会	山田 勇人	株式会社小羽皮革 常務取締役
日本クリーナーズ防災 協会	鈴木 謙二	日本クリーナーズ防災協会 常務理事 東日本ホールセール株式会社 代表取締役社長
日本室内装飾事業 協同組合連合会	川瀬 修一	日本室内装飾事業協同組合連合会 防災・施工管理委員会担当副理事長 愛知県室内装飾事業協同組合 理事長
	日名子 光	日本室内装飾事業協同組合連合会 防災・施工管理委員会委員 大分県室内装飾事業協同組合 理事長
	今井 憲明	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 防災・施工管理委員会委員 京都室内装飾協同組合 理事長
	関山 豊光	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 福岡県室内装飾事業協同組合 理事長

平成27年度防災関係業界功労者表彰

部会・団体名	氏 名	所属事業所・役職名
カーテン等部会	友好 雅也	株式会社川島織物セルコン 執行役員 ホームファッション営業部 部長
	小見川明伸	ダイヤプラスフィルム株式会社 管理部品質保証グループ 主任
じゅうたん等部会	吉田房織物株式会社	
整染部会	山下 哲	コーテック株式会社 技術開発部技術開発課 リーダー
重布染色加工部会	真田 孝範	株式会社三共 代表取締役社長
合板部会	細野 哲雄	アサヒ建材株式会社 代表取締役社長
寝具等部会	中坊 智志	株式会社グラップラー 寝装インテリア事業部 部長
布張家具等部会	門元 英憲	株式会社内田洋行 営業統括グループ オフィス商品企画部 部長
広告幕部会	奥村 卓真	服部株式会社 代表取締役
	堀江 克見	堀江織物株式会社 代表取締役社長
消防・防災用品部会	赤尾 隆	株式会社赤尾 代表取締役社長
防災薬剤部会	南 耕一	丸菱油化工業株式会社 執行役員 営業副本部長
日本室内装飾事業 協同組合連合会	菊池 一成	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 宮城県室内装飾事業協同組合 理事長
	野尻 久幸	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 福井県インテリア事業協同組合 理事長
	中村 政徳	日本室内装飾事業協同組合連合会 監事 愛媛県室内装飾事業協同組合 理事長
	宮崎 正行	日本室内装飾事業協同組合連合会 青年部・次世代委員会委員 富山県インテリア事業協同組合 理事長
日本テントシート工業 組合連合会	前田 陸也	前田テント装飾株式会社 代表取締役
	大橋 邦一	株式会社ダイカツ 代表取締役
日本クリーナーズ防災 協会	関 好文	日本クリーナーズ防災協会 常務理事 有限会社テクノ大誠 代表取締役
全国防災加工振興会	松原 達也	キングラン・メディケア株式会社 代表取締役社長

平成28年度防災関係業界功労者表彰

部会・団体名	氏 名	所属事業所・役職名
カーテン等部会	岡 洋介	松井一株式会社 大阪営業所 所長
	山藤 準二	日本ビニル工業株式会社 取締役管理部長兼企画担当
じゅうたん等部会	澤井 美保	東レ・アムテックス株式会社 品質保証課
整染部会	植村 幸生	ナテック株式会社 技術研究部 部長
重布染色加工部会	神谷 邦雄	キョーワ株式会社 代表取締役社長
	川鍋 道宏	日本通商株式会社 東京支店 課長代理
合板部会	三佐和 明	有限会社アダチ技研 営業部 課長
寝具等部会	佐藤 晃一	株式会社三裕 代表取締役社長
布張家具等部会	藤原 清和	ドリームベッド株式会社 生産本部生産技術部 部長
広告幕部会	山上 顕太	井上染工株式会社 工場長
	鈴木 弘行	積水ナノコートテクノロジー株式会社 テキスタイル製造部 部長
消防・防災用品部会	西村 一郎	クツワ工業株式会社 代表取締役社長
日本室内装飾事業 協同組合連合会	河島 晃	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 中部ブロック長 岐阜県室内装飾事業協同組合 理事長
	鈴木 英治	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 愛知県室内装飾事業協同組合 理事長
	濱田 正和	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 兵庫県室内装飾事業協同組合 理事長
	宮本 外次	日本室内装飾事業協同組合連合会 総務委員 石川県インテリア事業協同組合 理事長
日本テントシート工業 組合連合会	井田 達成	日本テントシート工業組合連合会 副理事長 広島テント工業株式会社 代表取締役
	迫田 昌良	東京都テントシート工業組合 副理事長 株式会社太陽テント 代表取締役社長
日本クリーナーズ防災 協会	野中 俊秀	日本クリーナーズ防災協会 理事 九州支部長 株式会社大分白屋 代表取締役社長
全国防災加工振興会	小池 律子	全国防災加工振興会 理事 有限会社小羽 代表取締役

平成29年度防災関係業界功労者表彰

部会・団体名	氏 名	所属事業所・役職名
カーテン等部会	猪狩 五男	クロコ企画株式会社 営業部 マネージャー
	伊藤 秋生	キングラン九州株式会社 取締役兼福岡支店長
じゅうたん等部会	前田 尚利	樋上敷物株式会社 常務取締役
	鳥居 寿一	日本絨氈株式会社 製造部 管理課
整染部会	高畑 晴一	セーレン株式会社 環境生活資材部門 商品開発課 課長
重布染色加工部会	廣田 優希	株式会社ケイ・ユーシステム 営業本部 海外調達部 部長
合板部会	武部 浩	ベニクス株式会社 常務取締役
寝具等部会	吉良 雅敏	株式会社丸昌 生産企画本部 生産開発部 チーフ
布張家具等部会	堀木 敏幸	タカノ株式会社 ファニチャー部門 開発部 部長
広告幕部会	小野寺久治	株式会社オノデラサイン 代表取締役
	谷口 全亮	株式会社愛和 代表取締役
消防・防災用品部会	小田 裕慈	ガマカ工業株式会社 代表取締役社長
日本室内装飾事業 協同組合連合会	野口 久栄	秋田県室内装飾事業協同組合 理事長
	上田 孝治	栃木県室内装飾事業協同組合 理事長
	桜井 彰一	山梨県室内装飾事業協同組合 理事長
	清水 雅文	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 中国ブロック会 ブロック長 鳥取県インテリア事業協同組合 理事長
	原 義武	香川県室内装飾事業協同組合 理事長
日本テントシート工業 組合連合会	坂東 克邦	滋賀県テントシート工業組合 理事長 株式会社坂東テント工芸 代表取締役
	山口 篤樹	日本テントシート工業組合連合会 理事 テント倉庫・膜構造委員会 委員長 山口産業株式会社 代表取締役
日本クリーナーズ防災 協会	佐々木 篤	日本クリーナーズ防災協会 理事 中国支部長 株式会社岡山ランドリー代表取締役社長
全国防災加工振興会	大坪興七郎	全国防災加工振興会 理事 有限会社大坪旗店 代表取締役

平成30年度防災関係業界功労者表彰

部会・団体名	氏名	所属事業所・役職名
カーテン等部会	林 知江	トーソー株式会社 品質保証部 品質管理課
	大島 宏久	明和グラビア株式会社 専務取締役 OEM 本部長
じゅうたん等部会	杉浦 麻奈	株式会社スミノエ コントラクト事業部 商品部 次長
	豊増 勇介	株式会社テクノ月星 化成品事業部 化成品技術課
整染部会	若代 貴史	光洋合織加工株式会社 取締役 技術部長
重布染色加工部会	塚本 高広	萩原工業株式会社 東京支店 東日本営業課 課長
合板部会	榎垣 則雄	アサイウッドマテリア株式会社 加工部 販売部門
寝具等部会	立花 克彦	丸竹コーポレーション株式会社 代表取締役社長
布張家具等部会	鈴木 利典	株式会社ライオン事務機 取締役上席執行役員 マーケティング本部副本部長
広告幕部会	松本 政則	株式会社田原屋 生産部 八潮工場 工場長
	馬渡 賛	株式会社ジャパンネットワークサービス 業務部 主任
日本室内装飾事業 協同組合連合会	渡邊 弘一	神奈川県室内装飾事業協同組合 理事長
	高柳 隆夫	三河室内装飾協同組合 理事長
	高田 修造	岡山県インテリア事業協同組合 理事長
	中野 秀喜	熊本県室内装飾事業協同組合 理事長
	當眞 嗣秀	沖縄県室内装飾事業協同組合 理事長
日本テントシート工業 組合連合会	寺田 清彦	愛知県テントシート工業組合 理事 寺田産業株式会社 代表取締役
	大西 勝也	香川県テントシート工業組合 理事長 有限会社大西テント商会 代表取締役
日本クリーナーズ防災 協会	古荘 和文	株式会社シロヤパリガン 代表取締役社長
全国防災加工振興会	高橋 哲哉	全国防災加工振興会 常務理事 株式会社星光舎 代表取締役社長

令和元年度防災関係業界功労者表彰

部会・団体名	氏名	所属事業所・役職名
カーテン等部会	今井 建夫	立川ブラインド工業株式会社 製造技術本部 購買部 部長代行
	大崎 竹徳	東レインターナショナル株式会社 インテリア部 福岡インテリア課 課長
じゅうたん等部会	松本 留則	山本産業株式会社 業務推進室 リーダー
整染部会	金法 順正	小松マテレ株式会社 技術開発本部 参事
重布染色加工部会	木村 博志	平岡織染株式会社 経営企画室 顧問
	君塚 義弘	株式会社大竹興業 代表取締役
合板部会	益子 聖	パン・リビング株式会社 副工場長
寝具等部会	加藤 友昭	倉敷紡績株式会社 東京ユニフォーム課 課長
消防・防災用品部会	清水 心	社会福祉法人東京コロニー 東京都葛飾福祉工場 防災営業部 業務課 課長
広告幕部会	稲葉 敏昭	サプティ株式会社 調色チーム リーダー
	瀧 昇平	セリアート株式会社 取締役 営業部 リーダー
日本室内装飾事業 協同組合連合会	野口 義明	山形県室内装飾事業協同組合 理事長 株式会社野口 代表取締役
	藤間 健史	千葉県室内装飾事業協同組合 理事長 合資会社藤間シート装飾 代表社員
	中村 武久	三重県室内装飾事業協同組合 理事長 有限会社三重アート 取締役会長
	竹内 剛	広島県室内装飾事業協同組合 理事長 竹内装飾株式会社 代表取締役
	月野 暎史	鹿児島県室内装飾事業協同組合 理事長 株式会社つきの 代表取締役
日本テントシート工業 組合連合会	澤 聖	京都府テントシート工業組合 理事長 稲垣工業株式会社 取締役
	浅倉 啓一	山形県テントシート工業組合 理事長 株式会社浅倉工業 代表取締役
日本クリーナーズ防災 協会	大川 順市	日本クリーナーズ防災協会 副理事長 東日本ホールセール株式会社 代表取締役社長
全国防災加工振興会	渡邊 滝博	全国防災加工振興会 理事 株式会社渡辺ドライ 代表取締役

令和2年度防災関係業界功労者表彰

部会・団体名	氏名	所属事業所・役職名
カーテン等部会	沖田 寿一	株式会社ニチベイ 取締役開発本部長
	和田山朋弥	株式会社ビーアンドピー 代表取締役社長
じゅうたん等部会	田淵 俊之	東リ株式会社 執行役員技術開発部長 兼 カーペット生産技術部長
	越智 清治	株式会社ダスキン 訪販グループ 戦略本部 開発研究所 ダストコントロール研究室 室長
整染部会	平木 雅祐	ウラセ株式会社 インテリア開発グループ チーフ兼品質管理担当
重布染色加工部会	狩野 哲男	シンコ機材株式会社 営業部長 株式会社 JTC 主任
	荒井 唯	株式会社イノベックス 品質保証部 古河品質保証課
合板部会	池内 一秀	池内ベニヤ株式会社 代表取締役社長
寝具等部会	金津 市明	加賀屋産業株式会社 代表取締役
布張家具等部会	金崎 兆生	株式会社イトーキ 設備機器・建材品質保証部 パーティション品質保証課 課長
広告幕部会	渡辺 滝洋	株式会社鈴木アド・プロセス 業務管理部
	白澤 和昌	東京リスマチック株式会社 サインディスプレイスタジオ板橋 工場長
日本室内装飾事業 協同組合連合会	小室 久人	長崎県室内装飾事業協同組合 理事長
	小倉 孝之	富山県インテリア事業協同組合 理事長
	橋本 賢次	岐阜県室内装飾事業協同組合 理事長
	大石 伸二	大阪室内装飾事業協同組合 理事長
日本テントシート工業 組合連合会	角田 熱志	岡山県テント工業組合 代表理事
	谷口 通陽	佐賀県テントシート工業組合 理事長
日本クリーナーズ防災 協会	大内 貴	日本クリーナーズ防災協会 理事長 東京ホールセール株式会社 代表取締役社長
全国防災加工振興会	岡田 禎行	広栄舎 代表（店主）

令和3年度防災関係業界功労者表彰

部会・団体名	氏名	所属事業所・役職名
カーテン等部会	加藤 俊幸	アキレス株式会社 プラスチック製造本部 副本部長
	浅井 裕二	株式会社カズマ 品質保証室 室長
じゅうたん等部会	家田 隆茂	株式会社サニクリーン 常務取締役
整染部会	宮崎 哲男	ハイテックス協同組合 業務品質管理課 課長
重布染色加工部会	米廣 富美	クラレプラスチック株式会社 品質保証部
	古川 洋輔	モリリン株式会社 産業資材2部 部長
寝具等部会	正村 策三	三共毛織株式会社 代表取締役社長
	高添 幸司	ニッケ商事株式会社 東京支店長
消防・防災用品部会	西垣 武志	辰野株式会社 ユニフォーム営業1部 部長
広告幕部会	島田 勝徳	大塚工芸株式会社 越谷工場長
	五反田英司	株式会社ポップジャパン 常務取締役
日本室内装飾事業 協同組合連合会	坪谷 敏彦	新潟県室内装飾事業協同組合 理事長
	中山 和重	滋賀県室内装飾事業協同組合 理事長
	三島 正治	しまねインテリア事業協同組合 理事長
	久保 浩二	高知県室内装飾事業協同組合 理事長
	村上 浩二	福岡県室内装飾事業協同組合 理事長
日本テントシート工業 組合連合会	田中 俊徳	三重県テントシート工業組合 理事長
	熊谷 嘉行	北海道テントシート工業組合 理事長
日本クリーナーズ防災 協会	早野 賢治	日本クリーナーズ防災協会 監事 日本羽毛製造株式会社代表取締役社長
全国防災加工振興会	久保 弘之	株式会社弘前ドライクリーニング工場 代表取締役

防災制度の変遷（防災物品）

我が国における防災の歴史は、太平洋戦争後、連合国の占領下において、アメリカ合衆国進駐軍施設の防火施策において始まり、連合国占領の終了後は、国内の火災事例、社会情勢及び消費動向等を踏まえて徐々に防災規制の充実強化が図られてきた。その変遷は、次のとおりである。

- ・ 昭和23年 東京都の公衆集合所の火災予防条例第17条で「公衆集合所において可燃性装飾用材料を使用する場合は、有効な不燃剤で処理しなければならない」と規定された（日本で初めての防災規制といわれている。）
- ・ 昭和26年頃 火災予防条例準則に防災規制等を規定（国家消防庁）
国家消防庁消防研究所において、造花類などの装飾品関係及び障子紙やシート（布）などの建材関係の防災薬剤について研究
防災液、防災紙及び防災布の規格を制定（国家公安委員会告示第5号及び同第6号）し、検定を開始
- ・ 昭和27年 東京消防庁が防災試験について規定（防災薬剤の試験開始）
- ・ 昭和30年代 共立講堂火災（31年2月23日）、明治座火災（32年4月2日）東京宝塚劇場火災（33年2月1日）が相次ぎ、いずれも舞台部の幕類への接炎着火が原因
東京消防庁は、舞台用どん帳、幕類、合板などの防災処理の推進の行政指導を開始
- ・ 昭和36年 自治省消防庁は、市町村火災予防条例準則を改正し、全国的に防災規制を導入…それぞれの市町村では火災予防条例で舞台における裸火の禁止、劇場、映画館、ホテル等公衆集会場のカーテン等の防災化を義務づけた
- ・ 昭和37年 東京都、札幌市、北九州市火災予防条例でシートの防災化の規制を開始
東京消防庁の一定の基準に合格したシートを「防災シート」と呼称
- ・ 昭和43年 消防法の改正（昭和43年 法律第95号）…消防法第8条の3の規定が制定され、法律による防災規制が確立
- ・ 昭和44年 消防法施行令（以下「施行令」という。）の改正（昭和44年 政令第18号）…①防災防火対象物の指定、②防災性能を有しなければならない物品としてカーテン、暗幕及びどん帳その他舞台にお

- いて使用する幕並びに工事用シートを指定、③防災性能の基準の制定
- ・ 昭和47年 消防法の改正（昭和47年 法律第94号）…現行防災表示制度の確立
 - ・ 昭和47年 施行令の改正（昭和47年 政令第5号）…防災物品として布製ブラインド、展示用及び舞台用合板・繊維板を追加
 - ・ 昭和48年 東京都火災予防条例の改正…敷物類に係る防災規制開始
 - ・ 昭和48年 「防災表示を附する者の認定の基準」の制定（昭和48年 消防庁告示第9号）…消防法施行規則（以下「施行規則」という。）第4条の4第3項の規定による防災表示を附する者の認定の基準の制定
 - ・ 昭和48年 「防災性能に係る耐洗たく性能の基準」（昭和48年 消防庁告示第11号）の制定…水洗い洗濯又はドライクリーニングによる防災性能に係る耐洗濯性能の有無を表示
 - ・ 昭和48年 カーテン等の防災処理について（昭和48年 消防安第57号）…カーテン及び暗幕の組成繊維にポリエステル等合成繊維を20%を超えて含むものの二次加工の禁止
 - ・ 昭和53年 施行令の改正（昭和53年 政令第363号）…防災対象物品にじゅうたん等を追加
 - ・ 昭和55年 「防災表示制度の運用について」改訂（昭和55年 消防予第254号）…日本消防検定協会の行っていた防災対象物品に係る鑑定業務を昭和56年4月1日をもって日本防災協会に移管
 - ・ 昭和61年 施行令の改正（昭和61年 政令第274号）…防災対象物品から繊維板を除外
 - ・ 平成12年 施行規則の改正（平成12年 自治省令第51号）…指定確認機関の指定及び防災物品に係る防災表示者の消防庁長官登録
 - ・ 平成13年 （財）日本防災協会を消防庁長官が指定確認機関に指定（その後、公益法人を対象に総務大臣が指定）
 - ・ 平成13年 総務省消防庁予防課長通知「防災表示制度の運用について」の発出（平成13年 消防予第42号）…「防災表示者登録要綱」、「登録申請書作成要領」「防災表示を付する者の登録の基準等の運用上の留意事項」等を策定し、旧運用通知「防災表示制度の運用について」（昭和54年 消防予第57号）を廃止

- ・平成16年 施行規則の改正（平成16年 総務省令第54号）…防災性能の確認について、指定確認制度から登録確認制度に移行（財）日本防災協会を登録確認機関として登録（平成16年総務省令第91号）
- ・平成17年 「防災処理及び防災表示の方法等に関する留意事項について」の一部改正について（平成17年 消防安第147号）…ポリエステル100%につきカーテン・暗幕の浸漬法による防災二次加工を解禁
- ・平成21年 施行規則の改正（平成21年 総務省令第93号）…登録確認機関としての総務大臣への登録が消防庁長官に変更
- ・平成28年 消防法施行規則第4条の4第8項の指定表示の指定（平成28年 消防予第388号）…消防法第8条の3第3項に規定する指定表示として、ビニル系床材（置敷きビニル床材及びビニル床タイルに限る）を新たに指定
- ・令和3年 「防災表示者登録要綱」の一部改正（令和3年 消防予第459号）…消防関係手続おける消防法令に定める様式の押印不要

防災製品の種類と認定開始の時期

防災製品の種類	認定開始の時期	備考
1) 寝具等側地※ ア 寝具等側地 イ 寝具等完成品側地 2) ふとん類 3) 毛布類 4) テント類、シート類、幕類	昭和50年	※平成23年 寝具類詰物類に関する規定を削除 ※令和2年 側地類の寝具用側地を寝具等側地に、敷布・カバー類を寝具等完成品側地に変更
5) 非常持出袋 6) 防災頭巾等 7) 防災頭巾等側地 8) 防災頭巾等詰物類	昭和57年	
9) 衣服類 10) 布張家具等 11) 布張家具等側地※ ア 布張家具等側地 イ 布張家具等完成品側地	昭和61年	※平成30年 張替用削除／布張家具等完成品追加
12) 自動車・オートバイ等のボディカバー	平成4年	
13) ローパーティションパネル 14) 襖紙・障子紙等※	平成9年	※平成23年 障子紙等を襖紙・障子紙等に拡大
15) 展示用パネル（合板除く）	平成11年	
16) 祭壇 17) 祭壇用白布 18) マット類※	平成12年	※平成22年 祭壇マットをマット類に拡大
19) 防護用ネット（網目寸法が12mmを超えるもの） 20) 防火服※ A - I型及びB - I型（主として後方支援活動用） A - II型及びB - II型（主として消火活動用） 21) 防火服表地（A：編地銀面、B：織地）	平成16年	
22) 木製等ブライント	平成20年	
23) 活動服 K - I型（消防団員用）及びK - II型（消防吏員用） 24) 災害用間仕切り等	平成21年	
25) 作業服（熱と炎による危険度が高い環境において使用される特殊作業服等及び消防隊用の服装を除く）	平成23年	
26) 防火服用高視認性素材 B - II N型（主として消火活動用、高視認性素材） B - I N型（主として後方支援活動用、高視認性素材）	平成30年 令和元年	

燃焼試験法等の種類

品名など	防炎物品、 製品の別	規格等	試験法の名称	制定日
				(施行日)
カーテン 暗幕 どん帳 舞台幕 工事用シート	防炎物品	消防法 (防炎規制) 薄手布 厚手布	45°マイクロバーナー法 45°メッケルバーナー法 45°コイル法 (熱溶解性)	S43.6 (S44.4)
				S47.1
追加品目 布製ブラインド			試験法追加 45°たるませ法 (熱収縮性)	S47.1
カーテン類 (カーテン、暗幕) 洗たく前後で試験	同上	同上	同上	H9.3
展示用合板・繊維板 大道具用合板・繊維板	同上	消防法	45°メッケルバーナー法	S47.1
じゅうたん等床敷物	同上	同上	45°エアーミックスバー ナー法	S53.11 (S54.7)
防炎薬剤 (カーテンの二次加工 用)	—	消防庁の運用通達によ る	45°マイクロバーナー法 45°メッケルバーナー法 45°コイル法	S44.3 (S44.9)

関係法規、参照文献等	試験法、洗たく等の要点		
	試験体作成等	火源等	判定基準
消防法改正法律第95号 (S43.6) 施行令改正政令第18号 (S44.3) 施行規則改正省令第3号 (S44.3)	試験体 (35×25cm) 5体 薄手布 (450g/m ² 以下) 45°マイクロバーナー法 1分加熱 着炎後3秒加熱	マイクロバーナー 炎長45mm	残炎≤3秒 残じん≤5秒 炭化面積≤30cm ² 残炎≤5秒 残じん≤20秒 炭化面積≤40cm ²
施行令改正政令第5号 (S47.1) 消防庁通知消防予第74号 (S47.3)	厚手布 45°メッセルバーナー法 2分加熱 着炎後6秒加熱	メッセルバーナー 炎長65mm	接炎回数≥3回
施行令改正政令第5号 (S47.1) 施行規則改正省令第20号 (S47.8)	45°コイル法 (熱溶解性) 試験体(幅10cmで1g、 ただし20cmでも1gに 満たないものは20cmと する) 5体	接炎バーナー 炎長45mm	炭化長≤20cm
施行令改正政令第5号 (S47.1) 施行規則改正省令第20号 (S47.8)	45°たるませ法 (熱収縮性) 試験体 (35×25cm) 3体 熱収縮性の試験体は、 支持枠に5%たるませ て配置する	マイクロバーナー 炎長45mm メッセルバーナー 炎長65mm	
消防予第57号 (H9.3) 防災ニュースNo.130 (H9.5)	同上	同上	同上
施行令改正政令第5号 (S47.1) 施行規則改正省令第20号 (S47.8) 消防庁通知消防予第74号 (S47.3)	試験体 (29×19cm) 3体	メッセルバーナー 炎長65mm 2分加熱	残炎≤10秒 残じん≤30秒 炭化面積≤50cm ²
防災ニュースNo.57 (S53.12) 政令第363号 (S53.11)	試験体 (40×22cm) たて・よこ各3体	エアーミックス バーナー 炎長24mm 30秒加熱	残炎≤20秒 炭化長≤10cm
消防庁通知消防予第65号 (S44.3) (鑑定の予告) 検定協会の防災薬剤の消炎性能鑑定規程 (S44.9) 防災協会の防災薬剤の消炎性能試験規程 (防災協会規程 S56.2)	申請された防災薬剤で 処理された標準試験布 (注) 消炎性能付与が 困難なアクリル等を 20%超含むものは対象 外	マイクロバーナー 炎長45mm メッセルバーナー 炎長65mm 接炎バーナー 炎長45mm	残炎≤3秒 残じん≤5秒 炭化面積≤30cm ² 残炎≤5秒 残じん≤20秒 炭化面積≤40cm ² 接炎回数≥3回

品名など	防災物品、 製品の別	規格等	試験法の名称	制定日
				(施行日)
寝具類 側地類	防災製品	防災製品性能試験基準 (S51.8)	45°メセナミン法 45°コイル法	S51.8
寝具類 寝具等完成品側地	同上	防災製品性能試験基準 (H22.5)	45°メセナミン法 水平たばこ法	H23.9
寝具類 完成品	同上	同上	同上	同上
寝具類 毛布類 (洗たく前後で試験)	同上	防災製品性能試験基準 (H7.12)	同上	H9.2

関係法規、参照文献等	試験法、洗たく等の要点		
	試験体作成等	火源等	判定基準
消防安第65号 (S49.6) 「防災製品」の認定関係資料集 (S60.5)	45°メセナミン法 試験体 (35×25 cm) 3体 45°コイル法 試験体(幅10cmで1 g、 ただし20cmでも1 gに 満たないものは20cmと する) 3体	メセナミン 接炎バーナー 炎長45mm	45°メセナミン法 最大炭化長≤7 cm 平均炭化長≤5 cm 45°コイル法 平均接炎回数≥3回
防災ニュースNo188 (H23.10) 防災製品性能試験基準 (H22.5)	45°メセナミン法 試験体 (25×25 cm) 3体 ただし、標準ふとん(側 地：100%、中綿：綿 100%)に覆ったもの を使用 水平たばこ法 試験体 (45°メセナミ ン法の試験体と同じも の) 6体	メセナミン たばこ (両切り ピース)	45°メセナミン法 最大炭化長≤10cm 平均炭化長≤8 cm ただし、この炭化 長は、透視的に見 た最大長さを示す ピース) 水平たばこ法 最大炭化長≤10cm 1時間後に残炎、 残じんがないこと
同上	45°メセナミン法 試験体 (25×25cm、詰 物40±0.5g、羽毛20± 0.5g) 3体 水平たばこ法 試験体 (45°メセナミ ン法の試験体と同じも の) 6体	同上	同上
消防予第15号 (H9.2) 防災ニュースNo129 (H9.2) 「防災製品」の認定関係資料集 (H14.12)	45°メセナミン法 試験体 (35×25 cm) 3体 45°たばこ法 試験体 (20×15 cm) 12体	同上	45°メセナミン法 最大炭化長≤12cm 平均炭化長≤10cm 45°たばこ法 1時間後に残炎、 残じんがなく、燃 焼が試験体周辺端 部に達しないこと

品名など	防災物品、 製品の別	規格等	試験法の名称	制定日
				(施行日)
テント・シート・幕類	防災製品	防災製品性能試験基準 (S51.8)	45°マイクロバーナー法 45°メッセルバーナー法 45°コイル法 (熱溶解性) 45°たるませ法 (熱収縮性)	S51.8
木製等ブラインド	同上	防災製品性能試験基準 (H20.2)	同上	H20.2
非常持出袋	同上	防災製品性能試験基準 (S57.4)	同上	S57.4
非常持出袋 (付属品の追加)	同上	防災製品性能試験基準 (H25.9)	同上	H25.9
防災頭巾等	同上	防災製品性能試験基準 (S57.4)	45°エアーミックスバー ナー法	S57.4
防災頭巾等 (付属品の追加)	同上	防災製品性能試験基準 (H25.9)	同上	H25.9

関係法規、参照文献等	試験法、洗たく等の要点		
	試験体作成等	火源等	判定基準
消防安第65号 (S49.6) 「防災製品」の認定関係資料集 (S60.5)	試験体 (35×25 cm) 5 体 薄手布 (450g/㎡以下) 45° ミクロバーナー法 1 分加熱 着炎後 3 秒加熱	ミクロバーナー 炎長45mm	残炎≤ 3 秒 残じん≤ 5 秒 炭化面積≤ 30cm ²
	厚手布 45° メッセルバーナー法 2 分加熱 着炎後 6 秒加熱	メッセルバーナー 炎長65mm	残炎≤ 5 秒 残じん≤ 20 秒 炭化面積≤ 40cm ²
	45° コイル法 (熱溶解性) 試験体(幅10cmで 1 g、 ただし20cmでも 1 gに 満たないものは20cmと する) 5 体	接炎バーナー 炎長45mm	接炎回数≥ 3 回
	45° たるませ法 (熱収縮性) 試験体 (35×25 cm) 3 体 熱収縮性の試験体は、 支持枠に 5 %たるませ て配置する	メッセルバーナー 炎長65mm	炭化長≤ 20cm
防災ニュースNo.173 (H20.1) 防災製品性能試験基準 (H22.5)	同上、ただし繋ぎ合わ せた状態	同上	同上
消防予第69号 (S57.4) 防災ニュースNo.69 (S57.4) 「防災製品」の認定関係資料集 (S60.5)	同上	同上	同上
防災ニュースNo.196 (H25.10) 防災製品性能試験基準 (H25.9)	同上 付属品 2 体の追加試験	同上	同上
消防予第69号 (S57.4) 防災ニュースNo.69 (S57.4) 「防災製品」の認定関係資料集 (S60.5)	試験体 (40×22 cm) 4 体	エアーミックス バーナー 炎長24mm 90秒加熱	残炎≤ 20 秒 最大炭化長≤ 10cm 平均炭化長≤ 8 cm
防災ニュースNo.196 (H25.10) 防災製品性能試験基準 (H25.9)	同上 付属品 2 体の追加試験	同上	同上

品名など	防災物品、 製品の別	規格等	試験法の名称	制定日
				(施行日)
防災頭巾等側地 (洗たく前後で試験)	防災製品	防災製品性能試験基準 (H9.2)	45°メセナミン法 45°コイル法	H9.2
防災頭巾等 詰物類 (中わた)	同上	防災製品性能試験基準 (H9.2)	45°メセナミンバスケット ト法	同上
防災頭巾等 詰物類 (プラスチック発泡体)	同上	同上	45°メセナミン法	同上
災害用間仕切り	同上	防災製品性能試験基準 (H22.5)	45°メッケルバーナー法	H21.6
ローパーティションパ ネル	同上	防災製品性能試験基準 (H12.8)	同上	H9.10
展示用パネル	同上	同上	同上	H11.1
祭壇	同上	同上	同上	H12.7
衣服類	同上	防災製品性能試験基準 (S61.8)	鉛直メタンバーナー法	S61.8

関係法規、参照文献等	試験法、洗たく等の要点		
	試験体作成等	火源等	判定基準
消防予第15号 (H9.2) 防災ニュースNo.129 (H9.2) 「防災製品」の認定関係資料集 (H9.3)	45°メセナミン法 試験体 (35×25 cm) 3体 45°コイル法 試験体(幅10cmで1 g、 ただし20cmでも1 gに 満たないものは20cmと する) 3体	メセナミン 接炎バーナー 炎長45mm	45°メセナミン法 最大炭化長≤7 cm 平均炭化長≤5 cm 45°コイル法 平均接炎回数≥3回
同上	試験体 (重さ10g) 3体	メセナミン	最大炭化長≤12cm 平均炭化長≤10cm ただし、この炭化 長は、透視的に見 た最大長さを示す
同上	試験体(15×10×2 cm) 3体	同上	同上
防災ニュースNo.179 (H21.7) 防災製品性能試験基準 (H22.5)	試験体 (29×19 cm) 3体	メッケルバーナー 炎長65mm 2分加熱	残炎≤10秒 残じん≤30秒 炭化面積≤70cm ² 加熱終了後15分後 に発炎及びくすぶ りがないこと
消防予第174号 (H9.10) 防災ニュースNo.132 (H9.11) 「防災製品」の認定関係資料集 (H14.12)	同上	同上	同上
消防予第216号 (H10.12) 防災ニュースNo.137 (H11.2) 「防災製品」の認定関係資料集 (H14.12)	同上	同上	同上
防認委第10号 (H12.7) 防災ニュースNo.143 (H12.8) 「防災製品」の認定関係資料集 (H14.12)	同上	同上	同上
消防予第129号 (S61.9) 防災ニュースNo.86 (S61.7) 「防災製品」の認定関係資料集 (S62.9)	試験体 (8.9×25.4cm) たて・よこ各3体 縫い目、へり又は飾り 部分より各2体	メタンバーナー 炎長38mm 3秒加熱	最大炭化長 <25.4cm 平均炭化長≤17.8cm 炎滴着火性がない こと (ガーゼの着火が ないこと)

品名など	防災物品、 製品の別	規格等	試験法の名称	制定日
				(施行日)
自動車・オートバイ等 のボディーカバー	防災製品	防災製品性能試験基準 (H4.9)	45°マイクロバーナー法 45°メッセルバーナー法 45°コイル法 (熱溶解性) 45°たるませ法 (熱収縮性)	H4.9
障子紙 (H23に襖紙・障子紙に 拡大)	同上	防災製品性能試験基準 (H9.10)	同上	H9.10
祭壇用白布	同上	防災製品性能試験基準 (H12.8)	同上	H12.7
防護用ネット	同上	防災製品性能試験基準 (H16.1)	同上	H16.1
布張家具等 側地	同上	防災製品性能試験基準 (S61.8)	45°エアーミックスバー ナー金網法	S61.8

関係法規、参照文献等	試験法、洗たく等の要点		
	試験体作成等	火源等	判定基準
消防予第229号 (H4.11) 防災ニュースNo.112 (H4.11) 「防災製品」の認定関係資料集 (H14.12)	試験体 (35×25 cm) 5体 薄手布 (450g/m ² 以下) 45°マイクロバーナー法 1分加熱 着炎後3秒加熱	ミクロバーナー 炎長45mm	残炎≤3秒 残じん≤5秒 炭化面積≤30cm ²
	厚手布 45°メッセルバーナー法 2分加熱 着炎後6秒加熱	メッセルバーナー 炎長65mm	残炎≤5秒 残じん≤20秒 炭化面積≤40cm ²
	45°コイル法 (熱溶解性) 試験体(幅10cmで1g、 ただし20cmでも1gに 満たないものは20cmと する) 5体	接炎バーナー 炎長45mm ミクロバーナー 炎長45mm	接炎回数≥3回
	45°たるませ法 (熱収縮性) 試験体 (35×25 cm) 3体 熱収縮性の試験体は、 支持枠に5%たるませて 配置する	メッセルバーナー 炎長65mm	炭化長≤20cm
消防予第174号 (H9.10) 防災ニュースNo.132 (H9.11) 「防災製品」の認定関係資料集 (H14.12)	同上	同上	同上
防認委第10号 (H12.7) 防災ニュースNo.143 (H12.8) 「防災製品」の認定関係資料集 (H14.12)	同上	同上	同上
防災ニュースNo.157 (H16.1) 「防災製品」の認定関係資料集 (H19.10)	同上 ただし、引き揃えて網 目を閉じた状態	同上	同上
消防予第129号 (S61.9) 防災ニュースNo.86 (S61.7) 「防災製品」の認定関係資料集 (S62.9)	試験体 (35×25cm) 3体	エアーミックス バーナー 炎長24mm 30秒加熱	最大炭化長≤7 cm 平均炭化長≤5 cm

品名など	防災物品、 製品の別	規格等	試験法の名称	制定日
				(施行日)
布張家具等 完成品	防災製品	防災製品性能試験基準 (S61.8)	クレビスたばこ法 クレビスバーナー法	S61.8
布張家具等 完成品側地	同上	防災製品性能試験基準 (H30.4)	同上	H30.4
マット類	同上	防災製品性能試験基準 (H22.5)	45°エアーミックスバー ナー法	H22.9
防火服表地 防火服 (A - II型、B - II型)	同上	防火服性能基準 (H15.12)	ISO 15025 表面着火法	H16.1 (H16.4)
防火服 (A - I型、B - I型) 追加	同上	防火服性能基準 (H20.3)	同上	H20.3
防火服表地 防火服 (B - II N型) 追加	同上	防火服性能基準 (H30.10)	同上	H30.10

関係法規、参照文献等	試験法、洗たく等の要点		
	試験体作成等	火源等	判定基準
消防予第129号 (S61.9) 防炎ニュースNo86 (S61.7) 「防炎製品」の認定関係資料集 (S62.9)	試験体 (30×30×7.5 ± 1 cm) 3組	たばこ (両切り ピース) エアーミックス バーナー 炎長24mm 30秒加熱	クレビスたばこ法 1時間以内に表面 及び内部で発炎、 くすぶりが無いこ と クレビスバーナー法 残炎及び残じん≦ 120秒 1時間以内に内部 で発炎、くすぶり が無いこと
防炎ニュースNo214 (H30.5) 防炎製品性能試験基準 (H30.4)	同上 ただし、30×30×7.5 ± 1 cm のウレタン フォームを側地で覆っ たもの 3組	同上	同上
防炎製品性能試験基準 (H22.5)	試験体 (40×22cm) たて・よこ各3体	エアーミックス バーナー 炎長24mm 30秒加熱	残炎≦20秒 炭化長≦10cm
防炎ニュースNo157 (H16.1) 「防炎製品」の認定関係資料集 (H19.10)	試験体 (22×18cm) 表、裏、たて・よこ各 3体 リストレット素材 試験体 (22×18cm) た て・よこ各3体	ISO バーナー エアーミックス バーナー 炎長25mm 表面接炎10秒	残炎(平均)≦2秒 残じん(平均)≦2秒 端部への火炎伝 ば・貫通・燃焼滴 下または溶融滴下 しないこと
防炎ニュースNo173 (H20.1) 防炎製品性能試験基準 (H22.5)	同上	同上	同上
防炎ニュースNo215 (H30.9) 防炎製品性能試験基準 (H30.10)	表地 試験体 (22×18cm) たて・よこ各3体 防火服 試験体 (22×18cm) たて・よこ各6体 リストレット素材 試験体 (22×18cm) たて・よこ各3体	同上	残炎(平均)≦2秒 端部への火炎伝 ば・貫通・燃焼滴 下または溶融滴下 しないこと 接炎又は残炎停止 後、残じんが未損 傷エリアに広がら ないこと

品名など	防災物品、 製品の別	規格等	試験法の名称	制定日
				(施行日)
防火服用 高視認性素材	防災製品	防火服性能基準 (H30.10)	ISO 15025 表面着火法	H30.10
活動服	同上	防災製品性能試験基準 (H22.1)	JIS L 1091 A-4 法 酸素指数法	H21.6
作業服	同上	防災製品性能試験基準 (H23.9)	ISO 15025 表面着火法	H23.9
洗たく (カーテン、暗幕など) 水洗い洗たく ドライクリーニング	防災物品	消防庁告示第11号 (S48.6)	—	S48.6 (S48.9)
同上	同上	消防庁告示第1号 (S61.2)	—	S61.2

関係法規、参照文献等	試験法、洗たく等の要点		
	試験体作成等	火源等	判定基準
防炎ニュースNo215 (H30.9) 防炎製品性能試験基準 (H30.10)	再帰性反射材と蛍光材料の組合せ 試験体 (22×18cm) の中央に垂直固定したものの 6 体 試験体 (22×18cm) の下部に水平固定したものの 6 体 複合機能材料 試験体 (22×18cm) の中央に垂直固定したものの 3 体 試験体 (22×18cm) の下部に水平固定したものの 3 体	ISO バーナー エアーミックス バーナー 炎長25mm 表面接炎10秒	残炎(平均) ≤ 2 秒 端部への火炎伝ば・貫通・燃烧滴下または溶融滴下しないこと 接炎又は残炎停止後、残じんが未損傷エリアに広がらないこと
防炎ニュースNo179 (H21.7) 防炎製品性能試験基準 (H22.5)	JIS L 1091 A-4 法 試験体 (8.9×25.4 cm) たて・よこ各 3 体 酸素指数法 試験体 (16×7 cm) たて 2 体・よこ 1 体	JIS L 1091 A-4 法 メタンバーナー 炎長38mm 12秒加熱	K- I 型 残炎(平均) ≤ 3 秒 残じん(平均) ≤ 5 秒 炭化長(平均) ≤ 25cm 酸素指数 ≥ 26 K- II 型 残炎(平均) ≤ 3 秒 残じん(平均) ≤ 3 秒 炭化長(平均) ≤ 10cm 酸素指数 ≥ 29
防炎ニュースNo188 (H23.10) 防炎製品性能試験基準 (H23.9)	試験体 (22×18cm) たて・よこ各 3 体	ISO バーナー エアーミックス バーナー 炎長25mm 表面接炎10秒	残炎(平均) ≤ 2 秒 残じん(平均) ≤ 2 秒 端部への火炎伝ば・貫通・溶融または滴下しないこと
防炎ニュースNo33 (S48.7)	水洗い洗たく 洗剤 (粉末洗たくせっけん)、洗浄時間15分 ドライクリーニング パークロロエチレン (非イオン界面活性剤+陰イオン界面活性剤)		洗たく回数 5 回
防炎ニュースNo85 (S61.2)	同上 ただし、水の硬度 5 ppm 以下、同等以上の洗たく性能を有する方法の導入		同上

品名など	防災物品、 製品の別	規格等	試験法の名称	制定日
				(施行日)
洗たく (カーテン、暗幕など) 水洗い洗たく ドライクリーニング	防災物品	消防庁告示第1号 (S61.2)	—	S61.8
同上	同上	同上	—	H4.12
同上	同上	消防庁告示第11号 (S48.6)	—	H20.8
同上	同上	同上	—	H28.8
洗たく (寝具等側地、毛布類、 ベッドスプレッド、防 災頭巾等側地など) 水洗い洗たく ドライクリーニング	防災製品	防災製品の洗たく性能 試験基準 (S51.8)	—	S51.8
洗たく (寝具等完成品側地、タ オルケット) 水洗い洗たく	同上	同上	—	同上
洗たく (防災頭巾等) 水洗い洗たく ドライクリーニング	同上	同上	—	同上

関係法規、参照文献等	試験法、洗たく等の要点		
	試験体作成等	火源等	判定基準
防災協第139号 (S61.8) 消防予第143号 (S61.10) 防災ニュースNo88 (S61.11)	同等以上の洗たく性能を有する方法 水洗い洗たく 水道水に合成洗剤を用いる方法 洗たく物量1,500g ドライクリーニング 密閉式のドライクリーニング機を用いる方法 洗たく物量3,000g		洗たく回数 5回
防災協第486号 (H4.12) 消防予第4号 (H5.1) 防災ニュースNo113 (H5.2)	水洗い洗たくの自動機の導入 (洗たく物量3,000g)		同上
防災協第24号 (H20.6) 消防予第189号 (H20.8) 防災ニュースNo176 (H20.10)	自動水洗い洗たく機の仕様変更		同上
防災協第73号 (H28.3) 防災協第74号 (H28.3) 消防予第150号 (H28.8) 防災ニュースNo210 (H29.4)	自動水洗い洗たく機の仕様変更 ドライクリーニング機の仕様変更		同上
「防災製品」の認定関係資料集 (S60.5)	水洗い洗たく 水道水に合成洗剤を用いる方法 (自動機) ドライクリーニング パークロロエチレン (非イオン界面活性剤+陰イオン界面活性剤)		同上
同上	水洗い洗たく 水道水に合成洗剤を用いる方法、洗浄時間75分		促進法 洗たく回数 6回
同上	水洗い洗たく 水道水に合成洗剤を用いる方法 (自動機) ドライクリーニング パークロロエチレン (非イオン界面活性剤+陰イオン界面活性剤)		洗たく回数 5回 ただし、5回目の洗たくで、すすぎ脱水又は脱液を5回繰り返す

品名など	防災物品、 製品の別	規格等	試験法の名称	制定日
				(施行日)
洗たく (衣服類) 水洗い洗たく ドライクリーニング	防災製品	防災製品の洗たく性能 試験基準 (S51.8)	—	S51.8
洗たく (マット類) 水洗い洗たく	同上	防災製品の洗たく性能 試験基準 (H22.5)	—	H22.5

関係法規、参照文献等	試験法、洗たく等の要点		
	試験体作成等	火源等	判定基準
「防災製品」の認定関係資料集 (S60.5)	水洗い洗たく 水道水に合成洗剤を用いる方法 (自動機) ドライクリーニング パークロロエチレン (非イオン界面活性剤 + 陰イオン界面活性剤)		洗たく回数 5回 または50回 ただし、ドライクリーニングを行う前に温水処理 (40℃ × 30分) し乾燥する
防災製品性能試験基準 (H22.5)	水洗い洗たく 水道水に合成洗剤を用いる方法 (自動機)		洗たく回数 5回

米英と日本の防災制度の比較

①法制度の比較

防災規制に関する米英と日本の最大の違いは、『製品の防災化』の規制があるかどうかを集約される。米英においては対象とする製品に差異はあるものの、製品安全という面から、特定の繊維製品等には最低限の防災性能を要求している。一方、日本では消防法、消防法施行令及び消防法施行規則（以下、消防法等という。）により、特定用途の建物に使用される繊維製品等には、消防法施行規則で定める基準の防災性能を満たす『防災物品』の使用が義務付けられるのみである。任意の制度としては、『防災物品』以外の繊維製品等に対して当協会が認定する『防災製品』認定制度があるが、国内流通等への強制力はない。

表1 米英と日本の防災規制の比較

繊維製品	米国	英国	日本
マットレス	製品の防災化	製品の防災化	防災規制なし
布張家具	製品の防災化※	製品の防災化	防災規制なし
カーテン	建物用途別等規制	建物用途別等規制	建物用途別等規制
じゅうたん	製品の防災化	建物用途別等規制	建物用途別等規制
子供用寝衣	製品の防災化	製品の防災化	防災規制なし

※米国の布張家具は2021年6月に連邦法で規制された

②認証制度の比較

米英では、米国の子供用寝衣を除き第三者機関での評価試験は義務付けられていない。しかし、米英ともに法令やそのガイドライン等で第三者機関による評価試験が推奨されていることから、実質的には第三者機関による評価試験が行われているものと考えられる。

日本でも、『防災物品』については『登録表示者』として消防庁長官に登録していれば、製造者等が自ら評価試験を行うことも可能である。しかし、実質的には総務大臣に登録したいわゆる『登録確認機関』による評価試験が行われている。

表示に関しては、英国においては第三者認証機関の評価試験が任意であることから、第三者認証機関のマークを表示する義務はない。一方、米国においては子供用寝衣、マットレス、布張家具に関して第三者認証機関の評価試験実施後、可燃性に関する米国 CPSC 要件に準拠している等の表示が義務付けられている。

また、日本でも『防災物品』に関しては、消防法等において、『防災物品』であることを証明する表示が義務付けられている。

表2 米英と日本の防災品の認証制度の比較

	日本	米国	英国
認証制度	強制認証※	任意認証 / 強制認証	任意認証
根拠法令	消防法	- / 連邦法	-
防災性の証明方法	●評価試験の実施及び 防災性能の表示義務 評価試験実施後、防 災性能の表示義務が 法で規定されている。	●評価試験の実施 評価試験実施後、製 造者等が一般適合証 明書を発行する。 ●評価試験の実施及び 表示義務（強制認証） 評価試験実施後、製 造者等に表示義務が ある。 （子供用寝衣・マット レス・布張家具）	●評価試験の実施
関連法令等	●消防法	●消費者製品安全法 （CPSA） ●連邦法 ●在宅勤務法	●家具類の火災安全に 関する規則（FFR） ガイドライン
試験実施機関	●登録確認機関もしく は製造者等（登録表 示者に限る） 【登録確認機関】 ・公益財団法人 日本防災協会 ・一般財団法人 日本繊維製品品質技 術センター 《製造者等が登録表示者 の場合》 消防庁長官に登録表 示者として登録され ている製造者等は自 ら試験が可能。	●製造者等もしくは第三 者試験機関（全米認 証試験機関（NRTL） もこれに含まれる） 【NRTL】 ・Underwriters Laboratories Inc. (UL) ・Canadian Standards Association 等 《子供用寝衣・布張家具・ マットレス》 第三者試験機関によ る評価試験が義務付 けられている。 《子供用製品・布張家具・ マットレス 以外》 製造者等自ら評価試 験も可能であるが、 第三者試験機関によ る評価試験が推奨さ れている。	●製造者等もしくは UKASに認定された 認証機関等の第三者 機関 【UKASに認定された 認証機関】 ・British Standards Institution (BSI) ・BRE Global Limited 等 《FFR 規制対象製品》 FFRのガイドライン によりUKASまたは 同様な認定機関に認 定された試験機関に よる評価試験が推奨 されている。

※日本の防災規制は『建物用途別等規制』であり、全ての繊維製品に防災性能が求められるわけではない。

公益財団法人 日本防災協会 **60年の歩み**

編集・発行 公益財団法人 日本防災協会
〒103-0022
東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
TEL：03-3246-1661
FAX：03-3271-1692

発行日 令和4年11月21日

印刷 (株)丸井工文社

